

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年1月5日）

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

事案名	秦野市みどりの基本計画の改定について	有 資料 無
提案趣旨	平成19年度から令和7年度までを計画期間とする「秦野市緑の基本計画」について、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を新たに追加するとともに、計画の名称及び緑地等のデータを見直しましたので、その内容を報告するものです。	
概要	<p>1 計画の構成</p> <p>第1章 計画策定の考え</p> <p>第2章 みどりの現況及び課題</p> <p>第3章 計画の推進</p> <p>第4章 秦野市生物多様性地域戦略（新規追加）</p> <p>第5章 計画の推進体制（改編）</p> <p>2 計画の期間</p> <p>平成19年度から令和7年度</p>	
経過	<p>1 検討経過（令和2年10月9日定例部長会議報告後）</p> <p>(1) 秦野市環境審議会</p> <p>令和2年10月20日 令和2年度（第2回）環境審議会開催</p> <p>(2) 庁内等</p> <p>令和2年11月9日 各課照会実施</p> <p style="padding-left: 40px;">・計画改定案について</p> <p style="padding-left: 40px;">〃 11月13日 有識者に意見聴取依頼</p> <p style="padding-left: 40px;">・秦野市生物多様性地域戦略（案）について</p> <p style="padding-left: 40px;">〃 12月9日 各課照会実施</p> <p style="padding-left: 40px;">・計画改定案について</p>	
今後の進め方	<p>令和3年1月15日 議員連絡会への報告（意見聴取は令和3年3月10日まで）</p> <p>〃 2月1日 パブリック・コメントの実施（広報はだの2月1日号掲載、意見募集は令和3年3月3日まで）</p> <p>〃 2月下旬 令和2年度（第3回）環境審議会開催</p> <p>〃 3月 答申受理後、公表</p>	

秦野市みどりの基本計画の改定について

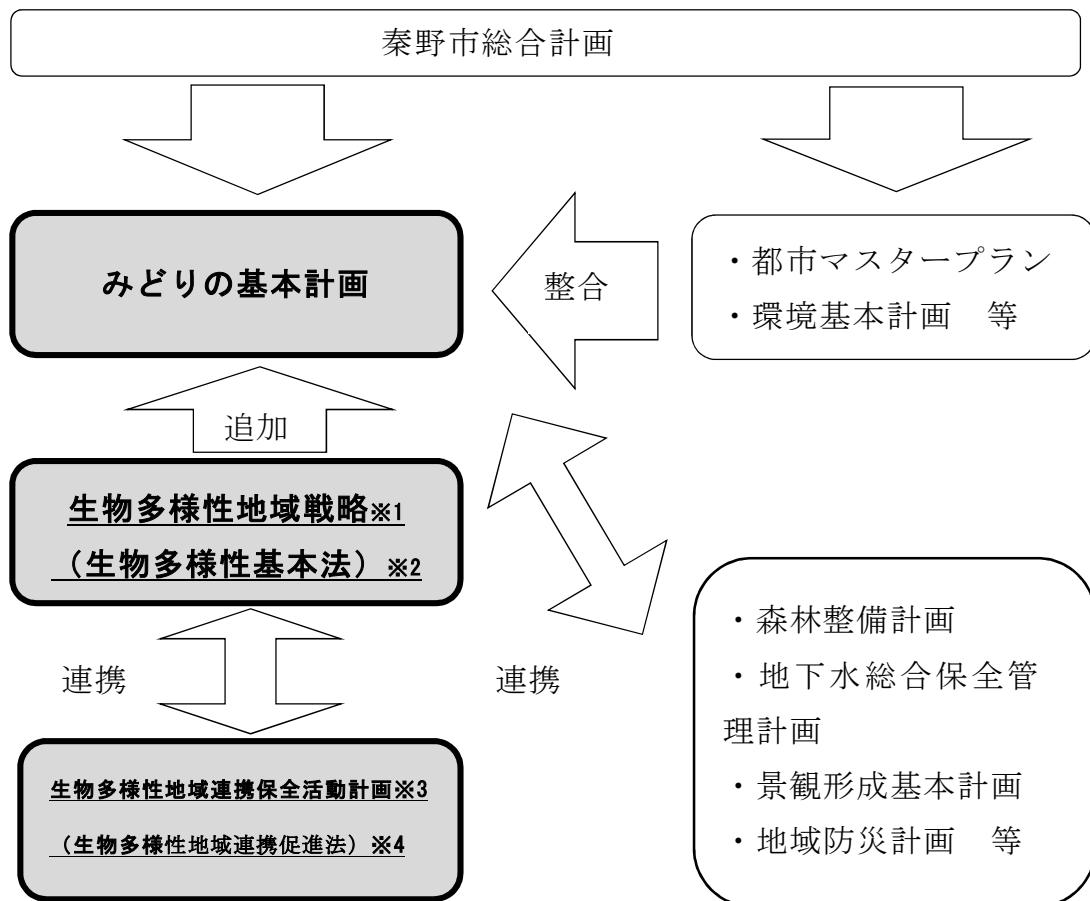
令和3年1月5日

環境産業部環境共生課

1 目的

市街地の拡大や産業の集積による都市化の進展に対して、身近にふれることのできる「緑」の減少を抑制し、本市が目指す都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向け、具体的に都市の緑や緑地の保全・再生・創出を行い、みどり豊かなまちづくりを総合的かつ効果的な施策の展開により推進していくため、平成20年3月に策定しました。

2 計画の位置付け



※1「生物多様性地域戦略」

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

※2「生物多様性基本法」

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するための法律

※3「生物多様性地域連携保全活動計画」

里山などを保全管理している団体等が連携して、生物多様性を保存するための活動を「地域連携保全活動」と呼び、その活動に取り組むための実行計画（本市では平成26年3月策定）

※4「生物多様性地域連携促進法」

里山などを保全管理している団体等の連携を促進するための法律

3 計画期間

平成19年度から令和7年度（およそ20年間の長期計画）

緑地の保全・再生・創出を推進する本計画は目標達成に時間を要するため、15年の中長期計画～20年の長期計画となっています。

4 今回の改定の概要

(1) 計画の名称変更

「生物多様性地域戦略」を現行の「緑の基本計画」に追加することで、生物多様性を包括する計画となり、また、「秦野市新総合計画」に掲げている都市像「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」でも「みどり」が使われているため、緑（みどり）の表記については、緑地を表す「緑」から、生物の生息等を表す「みどり」を使用し、「秦野市みどりの基本計画」に変更しました。

それに伴い、計画内での「緑」※1と「みどり」※2の使い分けについて、改めて整理しました。

※1「緑」

施設緑地や地域制緑地などの緑地

※2「みどり」

自然と人が共生する空間等の総合的な環境

(2) 現状の緑の把握と目標値等の修正

各課所管の緑地等のデータを最新に更新し、目標数値等について必要に応じて見直しを図りました。（第1章～第3章）

※ 既定の計画部分については、長期的な視点に基づいて策定した当初計画の趣旨に鑑み、大幅な内容を変更するような改定ではなく、数値等の時点修正とします。（全体を総括した内容の変更は令和7年度）

(3) 生物多様性地域戦略の追加（資料2）【計画 P88～P110】

本計画の第4章に位置付けしました。

(4) 計画の推進体制の追加【計画 P111】

計画全体の推進体制を示すため、第3章の「計画の推進にあたって」を「計画の推進体制」として、新たに第5章として改編しました。

第 4 章 生物多様性地域戦略について

令和 3 年 1 月 5 日

環境産業部環境共生課

1 生物多様性の定義

様々な生態系が存在すること、並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。（「生物多様性基本法」）

地球上には、様々な生物が生息しており、直接あるいは間接的に関連し合いながら生態系の一部として共生しています。個々の生物の豊かな個性と、つながりにより生態系が成り立っています。

2 生物多様性地域戦略策定の目標

- (1) 地域の特性に応じた生物多様性の保全
- (2) 生物多様性の理解と保全行動の促進

3 策定の手法

市内各所の水田、雑木林など 2 3 か所、公園、神社など市街地における緑地 1 0 か所、5 つの河川の上流と中下流域で指標生物※の有無等を調査し、生物の生息状況を把握し、結果をもとに読み取れる環境の現状や課題を整理します。

※「指標生物」

平成 2 6 年 3 月に作成した「秦野市生物多様性地域連携保全活動計画」でも活用された指標生物を参考とし、水田、雑木林の動植物ごとにそれぞれ 3 0 種を選定。河川の指標生物は、相模川及び酒匂川水系で施されている「神奈川県民参加型調査」の動植物を参考に 6 7 種を選定

4 生物多様性の理解と保全

環境基本計画等と整合を図りながら、生物多様性の理解と保全行動につながる施策の抽出を行います。（自然を体験できる場の提供やエコスクールによる環境学習等を想定）

- ・自然とのふれあい

市の取組み	市民・事業者が協力できること
・イベントの開催など、自然とふれあう機会をつくります。	・イベントに積極的に参加、協力します。

・環境学習の実施

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ・エコスクールなど学校や地域で実践的な環境教育・学習の場を作ります。 ・環境情報の発信や啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習・教育・体験活動に積極的に参加、協力します。

・継続的な美化活動

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ・河川浄化月間等を通じて、河川浄化に対する意識を啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川清掃等に積極的に参加します。

・動植物の情報収集や保護対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ・団体等と協力して生物調査を継続して実施します。 ・野生動物を保護し、適正な管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少種等の保護や外来種の駆除等に協力します。 ・飼育する生き物を適正に管理します。

・緑地保全対策や緑地の創造

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ・環境創出行為に対して、緑地等指導を行っていきます。 ・生き物の里及びその周辺一帯の環境の保全再生に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為については、周辺環境への影響を最小限にするよう努めます。 ・生き物の里の適切な維持管理に努めます。

・環境ボランティア団体への支援

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ・環境ボランティア団体への支援など、環境保全活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山の保全活動や学校教育等と連携した活動を実施します。

5 計画期間・目的

みどりの基本計画に含めるため、令和7年度に改定するものとし、次回も同地点での生物調査を実施します。実態把握により、本来あるべき生物の多様性を保全する方向性等を定め、里山環境など地域資源を生かした本市の取組みの魅力向上、地域活性化につなげていくものです。（地域循環共生圏構築への貢献）

秦野市みどりの基本計画

資料3

将来像	緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野
-----	-----------------------

計画期間中 継続

将来像	緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野
-----	-----------------------

計画の体系【改定前】

第一章 計画策定の考え		
計画の趣旨、目的、機関など基本的な事項を示す		
1	計画の概要及び目的	・都市公園、緑地公園、都市緑化を統合する計画 ・緑の保全、再生、創造の目標方針を定める
2	計画の位置づけ	・市民、事業者、行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの指針 ・総合計画に即し、都市マスタープラン、環境基本計画に適合
3	計画の構成	・緑の現状と課題を整理し3章で構成
4	計画の期間	・平成19年から令和7年
5	「緑」と「みどり」の定義	・本計画の「緑」と「みどり」について

【改定の視点】
・計画の名称を「みどりの基本計画」に変更し、それに伴い、計画内での「緑」と「みどり」の使い分けについて、改めて精査する。
・計画の概要及び目的に、生物多様性地域戦略を盛り込む目的等について説明する部分を追加する
・数値等についての時点修正について説明する部分を追加する

第二章 緑の現況及び課題		
「緑」と「みどり」の現況を整理、把握しその課題を明らかにする		
1	本市の概況	・市勢、自然など
2	みどりの現況	・丹沢山地、里地里山、水辺等
3	緑の現況	・緑被状況等
4	緑の課題	・保全、再生、創造における課題の整理

【改定の視点】
・人口や平均気温など市勢の修正
・緑地の現況に平成30年度を追加
・課題の整理

第三章 計画の推進		
将来像に向けて緑の目標水準及び配置計画を定め、計画推進の施策を実施する		
1	計画の基本方針	基本方針に対する取組
(1)	緑を守ろう	樹林保全地区、里地里山の保全再生、農地の保全等
(2)	緑を創ろう	公園整備、緑化指導等
(3)	緑を知ろう	緑化啓発、環境学習等
(4)	緑を活かそう	生き物の里、くずはの家、里山ふれあいセンター
(5)	緑と暮らそう	公園里親制度、緑化ボランティア活動
2	緑地の保全及び緑化の目標	・緑地別(施設緑地、地域性緑地)の目標 ・里山の保全再生整備目標
3	緑地の配置計画(系統別)	・環境保全系統(自然の地形等に着目) ・景観形成系統(土地利用に着目) ・レクリエーション系統(人が集う場所に着目) ・防災系統(治山治水、避難地等に着目)
4	計画推進への施策	・各種緑地における整備方針と最終目標 ・重点的に緑化を図る地域の設定
5	地区別の方針	・地区ごとの現状、課題と整備方針
6	計画の推進にあたって	・市民、事業者が参加しやすい体制づくり

【改定の視点】
・長期計画の趣旨より、当初計画を継続を原則とする(明らかに現状と整合しないものを修正する)
・数値は平成30年度のデータを追加し、目標達成状況の進行管理とする
・地区別の方針については「大根・鶴巻」を分割し、関連計画と整合を図る
・「計画の推進にあたって」を削除(第五章に移動)

計画の体系案【改定後】

第一章 計画策定の考え		
計画の趣旨、目的、機関など基本的な事項を示す		
1	計画の概要及び目的	・都市公園、緑地公園、都市緑化を統合する計画 ・緑の保全、再生、創造の目標方針を定める
2	計画の位置づけ	・市民、事業者、行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの指針 ・総合計画に即し、都市マスタープラン、環境基本計画に適合
3	計画の構成	・緑の現状と課題を整理し3章で構成
4	計画の期間	・平成19年から令和7年
5	「緑」と「みどり」の定義	・本計画の「緑」と「みどり」について
【生物多様性地域戦略の目的を追加】		

第二章 みどりの現況及び課題		
「緑」と「みどり」の現況を整理、把握しその課題を明らかにする		
1	本市の概況	・市勢、自然など
2	みどりの現況	・丹沢山地、里地里山、水辺等
3	緑の現況	・緑被状況等
4	緑の課題	・保全、再生、創造における課題の整理
【数値の更新、それを踏まえた課題等の整理】		

第三章 計画の推進		
将来像に向けて緑の目標水準及び配置計画を定め、計画推進の施策を実施する		
1	計画の基本方針	基本方針に対する取組
(1)	緑を守ろう	樹林保全地区、里地里山の保全再生、農地の保全等
(2)	緑を創ろう	公園整備、緑化指導等
(3)	緑を知ろう	緑化啓発、環境学習等
(4)	緑を活かそう	生き物の里、くずはの家、里山ふれあいセンター
(5)	緑と暮らそう	公園里親制度、緑化ボランティア活動
2	緑地の保全及び緑化の目標	・緑地別(施設緑地、地域性緑地)の目標 ・里山の保全再生整備目標
3	緑地の配置計画(系統別)	・環境保全系統(自然の地形等に着目) ・景観形成系統(土地利用に着目) ・レクリエーション系統(人が集う場所に着目) ・防災系統(治山治水、避難地等に着目)
4	計画推進への施策	・各種緑地における整備方針と最終目標 ・重点的に緑化を図る地域の設定
5	地区別の方針	・地区ごとの現状、課題と整備方針
【新たに平成30年度の数値を追加、内容の整合等について整理】		

【改定の視点】
・新たに第4章として生物多様性地域戦略を追加する

第四章 秦野市生物多様性地域戦略		
市域における生物の生息状況を把握し、保全・活用を図る		
1	地域戦略の策定にあたって	・地域戦略の目的、期間、位置づけを定める
2	生物多様性について	・生物多様性に関する定義など
3	生物調査について	・雑木林、水田、河川、市街地の生物調査を実施 ・結果を分析し、本市の特性を把握
4	生物多様性への取組み	・地域循環共生圏構築(地域と連携した取組みを推進、モデル地区の設定など)

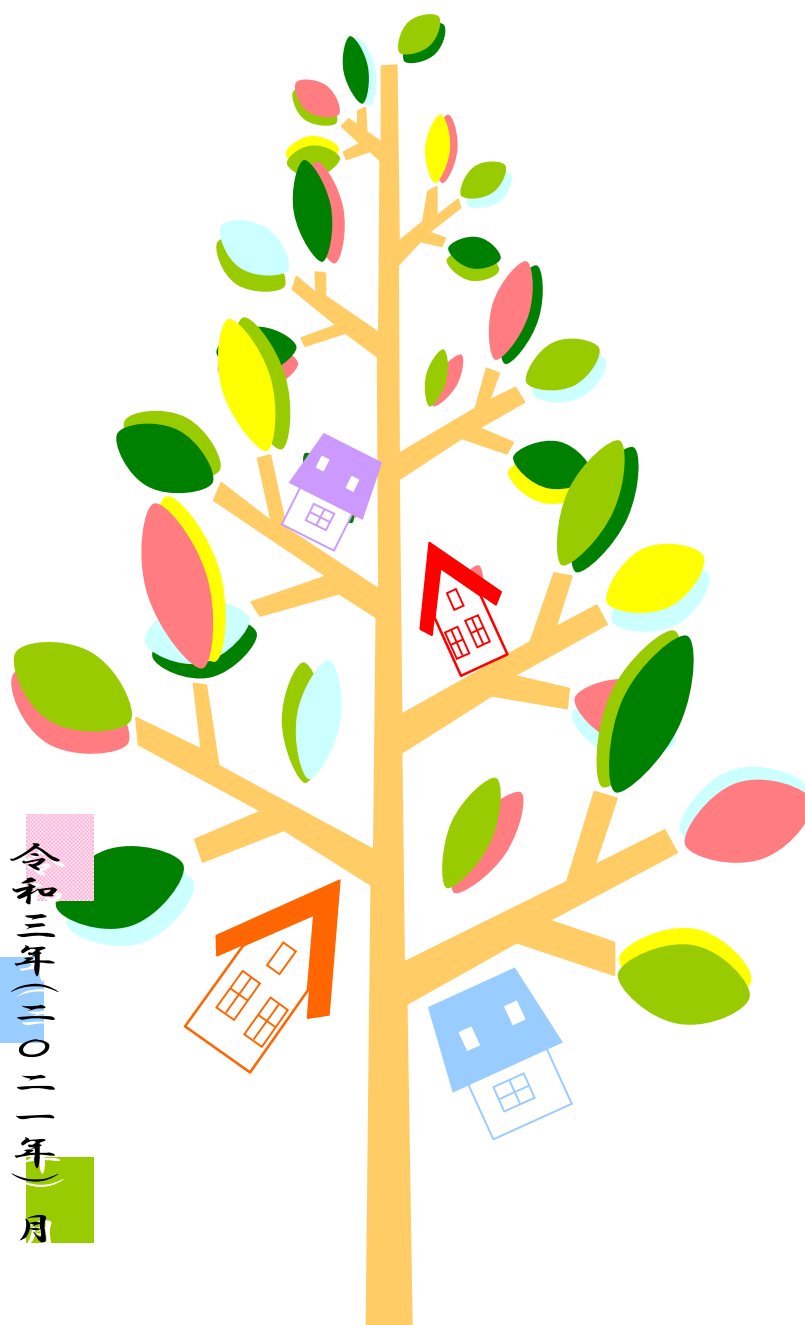
【改定の視点】
計画全体の推進体制を示すため、第三章の「計画の推進にあたって」を新たに第五章として追加する。

第五章 計画の推進体制		
計画の推進体制を示す		
1	計画の推進体制について	・市民、事業者が参加しやすい体制づくり

秦野市みどりの基本計画

緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野

平成19年度(2007年度)ー令和7年度(2025年度)

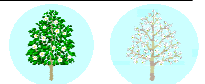


令和三年(二〇二一年)月

秦野市



市長の言葉







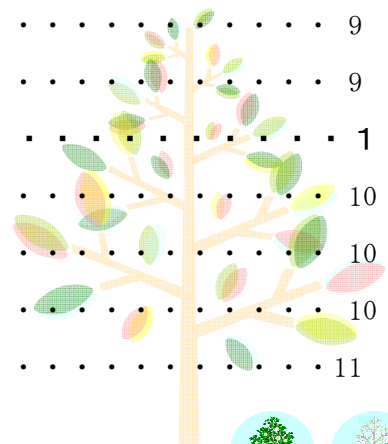
秦野市みどりの基本計画 目次

第1章 計画策定の考え

1	計画の概要及び目的	1
(1)	計画の概要	1
(2)	計画策定の目的	1
(3)	計画改定の視点	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の構成	4
4	計画の期間	5
(1)	期間	5
(2)	年次	5
5	「緑」と「みどり」の定義	5

第2章 みどりの現況及び課題

1	本市の概況	6
(1)	市勢	6
(2)	自然	7
ア	地形	7
イ	水系	7
ウ	地質	7
エ	気象	7
	秦野市の地勢図	8
2	みどりの現況	9
(1)	丹沢山地	9
(2)	里地里山	9
(3)	水辺	9
(4)	生物	9
3	緑の現況	10
(1)	山の緑	10
(2)	都市(まち)の緑	10
(3)	緑被状況	10
ア	市全域の緑被地の状況	11





イ 地区別の緑被	11
ウ 市街化区域・市街化調整区域の緑被	12
エ 緑被地の経年変化	12
(4) 施設緑地	13
ア 都市公園	13
イ 都市公園以外	14
(5) 地域制緑地	15
ア 法によるもの	15
イ 条例等によるもの	16
(6) 里山	17
ア 里山	17
イ 里山の保全再生整備	17
4 緑の課題	18

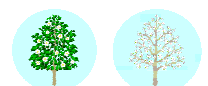
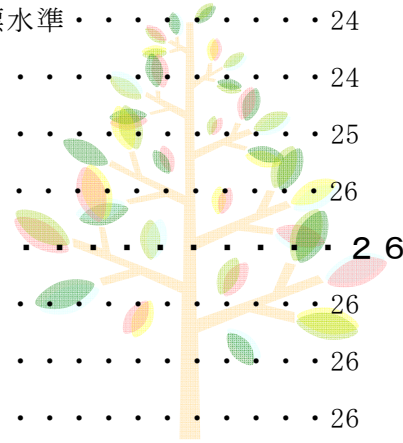
第3章 計画の推進

1 計画の基本方針	19
(1) 基本理念及び緑の将来像	19
ア 基本理念	19
イ みどりの将来像	19
緑の将来像図	20
(2) 基本方針	21
ア 緑を守ろう	21
イ 緑を創ろう	21
ウ 緑を知ろう	21
エ 緑を生かそう	21
オ 緑と暮らそう	21
(3) 施策の方向	22
2 緑地の保全及び緑化の目標	23
(1) 計画のフレーム	23
ア 計画対象区域	23
イ 都市計画区域人口の見通し	23
ウ 市街化区域の規模	23
(2) 計画の目標水準	24



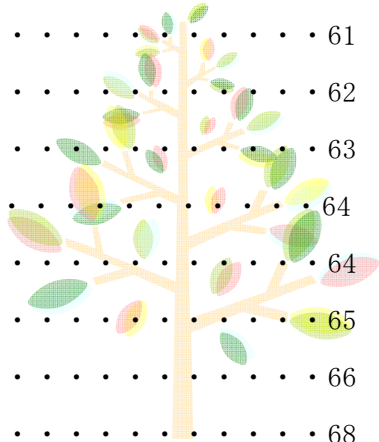


ア	緑地の確保目標水準	24
イ	都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	24
ウ	都市緑化の目標	24
(3)	緑地別の目標	25
(4)	里山の保全再生整備目標	26
3	緑地の配置計画	26
(1)	総合的な配置方針	26
ア	骨格的な緑地の配置	26
イ	水と緑のネットワークの形成	26
ウ	緑地等の均衡ある配置	26
	総合的な緑地の配置計画図	27
(2)	系統別の配置方針	28
ア	環境保全系統	28
イ	景観形成系統	28
ウ	レクリエーション系統	28
エ	防災系統	28
(3)	系統別の配置計画	29
ア	環境保全系統の配置計画	29
	環境保全系統の配置計画図	30
イ	景観形成系統の配置計画	31
	景観形成系統の配置計画図	33
ウ	レクリエーション系統の配置計画	34
	レクリエーション系統の配置計画図	36
エ	防災系統の配置計画	37
	防災系統の配置計画図	38
4	緑地の保全及び緑化推進のための施策	39
(1)	施設緑地の整備目標及び方針	39
ア	都市公園	40
	公園配置計画図	44
イ	公共施設緑地	45
ウ	民間施設緑地	48
(2)	地域制緑地の整備目標及び方針	49
	地域制緑地配置計画図	50





ア 法によるもの	51
イ 条例等によるもの	53
(3) 都市緑化の推進	56
ア 公共公益施設の緑化	56
イ 民有地の緑化	57
ウ 市民参加による緑化	58
(4) はだの一世紀の ^{もり} 森林づくり構想	60
(5) 重点的に緑地の保全に配慮が必要な地区(保全配慮地区)	61
ア 保全配慮地区の設定	61
イ 緑地として位置付けられるもの	61
ウ 施策として位置付けられるもの	62
渋沢丘陵保全配慮地区計画図	63
(6) 重点的に緑化の推進を図る地区(緑化重点地区)	64
ア 緑化重点地区の設定	64
緑化重点地区の位置図	65
イ 水無川北側の市役所周辺	66
ウ 秦野駅南部地区周辺	68
エ 秦野市カルチャーパーク	70



5 地区別の方針 72

(1) 本町地区	73
ア 地区の概要とみどりの現状	73
イ 課題	73
ウ 方針	73
本町地区方針配置図	74
(2) 南地区	75
ア 地区の概要とみどりの現状	75
イ 課題	75
ウ 方針	75
南地区方針配置図	76
(3) 東地区	77
ア 地区の概要とみどりの現状	77
イ 課題	77
ウ 方針	77

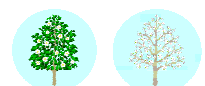
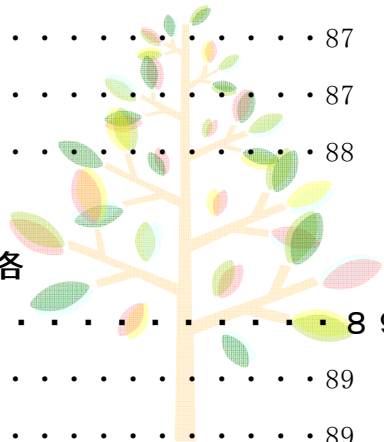




東地区方針配置図	78
(4) 北地区	79
ア 地区の概要とみどりの現状	79
イ 課題	79
ウ 方針	79
北地区方針配置図	80
(5) 大根地区	81
ア 地区の概要とみどりの現状	81
イ 課題	81
ウ 方針	81
大根地区方針配置図	82
(6) 鶴巻地区	83
ア 地区の概要とみどりの現状	83
イ 課題	83
ウ 方針	83
鶴巻地区方針配置図	84
(7) 西地区	85
ア 地区の概要とみどりの現状	85
イ 課題	85
ウ 方針	85
西地区方針配置図	86
(8) 上地区	87
ア 地区の概要とみどりの現状	87
イ 課題	87
ウ 方針	87
上地区方針配置図	88

第4章 秦野市生物多様性地域戦略

1 秦野市生物多様性地域戦略の策定にあたって	89
(1) 地域戦略の目的	89
(2) 地域戦略の期間	89
2 生物多様性	89
(1) 生物多様性とは	89





(2) 生態系サービス	90
(3) 生態多様性の4つの危機	90
(4) 外来種	91
3 生物調査	92
(1) 調査方法	92
(2) 調査結果	97
4 生物多様性の保全や社会浸透への取組み	117
(1) 生物多様性の保全への取組み	117
(2) 生物多様性の社会浸透への取組み	117
(3) 将来的な展望	118

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	119
(1) 計画の推進	119
(2) 体制の整備	119
(3) 計画の見直し	119

資料

1 緑地の整備目標総括表	120
2 施設緑地の整備目標個別調書	121
3 地域制緑地の整備目標個別調書	128
4 調査地概要	129
5 調査地区概要と調査結果	133





第 1 章 計画策定の考え

1 計画の概要及び目的

(1) 計画の概要

「緑の基本計画」とは、市町村が策定の主体となり、地域の実情に応じたきめ細かな緑のまちづくりを行うために策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

都市の緑地に関する計画として、「緑のマスタープラン」・「都市緑化推進計画」がありましたが、環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対するニーズなどに対応し、豊かさを実感できる自然と人間が共生できるみどりあふれる良好な都市環境を形成していくため、都市における緑とオープンスペースの整備・保全にかかわる施策をより総合的なものとして推進していくことが必要になってきました。そこで、平成6年(1994年)6月の都市緑地保全法の一部改正により、「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」の内容を統合した「緑の基本計画」(市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称)が位置付けられました。

平成7年(1995年)以降、市民緑地制度や緑地管理機構制度など、住民・事業者による自発的な都市の緑の確保に対する取り組みを支援する制度の強化が図られています。また、平成16年(2004年)の都市緑地保全法の一部改正では、都市公園法の一部改正とともに、緑地の保全・緑化及び都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設・拡充などの措置が講ぜられ、名称が都市緑地法となりました。これにより「緑の基本計画」は、都市公園、緑地保全、都市緑化を統合する総合的な基本計画となりました。

(2) 計画策定の目的

本市は、これまで県立丹沢大山自然公園・丹沢大山国定公園の指定促進、「緑のマスタープラン」・「はだのグリーンプラン」の策定に基づく都市緑化施策の推進、みどりの保全・創造に取り組んできました。しかし、市街地の拡大や産業の集積などで都市化は着実に進展し、身近にふれることのできる市街地の中の緑は次第に失われていく傾向がありました。このような状況のもと、本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現に向けて、より具体的に都市の緑や緑地の保全・再生・創出をし、みどり豊かなまちづくりを進めていくには、総合的かつ効果的な施策の展開を推進していくことが必要となりました。





平成7年（1995年）12月に議決された秦野市総合計画基本構想の中では「人間尊重と環境共生」をまちづくりの基本に定め、「自然と調和した快適なまちづくり」を基本目標の一つとして掲げました。さらに、平成19年（2007年）3月策定の第三期基本計画においては、「ひと・まち・暮らし」の重点プロジェクトの中で、総合的な緑の充実を掲げました。

本計画は、秦野市総合計画基本構想に示される緑豊かなまちづくりを進めていく総合的な計画として、今後の緑や生物多様性の保全・再生・創造の目標と方針を定めることを目的として策定されました。

(3) 計画改定の視点

平成20年（2008年）に「秦野市緑の基本計画」が策定され、本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現に向けて、緑や緑地の保全・再生・創出を目的に、総合的かつ効果的な施策の展開を推進してきました。

また、同年には「生物多様性基本法」が制定され、平成22年（2010年）に生物多様性条約第10回締約国会議の開催や国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関することが改めて見直されました。

「生物多様性基本法」では、国の「生物多様性国家戦略」の策定義務や、地方公共団体の「生物多様性国家戦略」を基本とした、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（以下「生物多様性地域戦略」という。）の努力義務が規定されました。平成24年（2012年）には「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定され、政策の一つとして、生物多様性を社会に浸透させることが掲げられました。

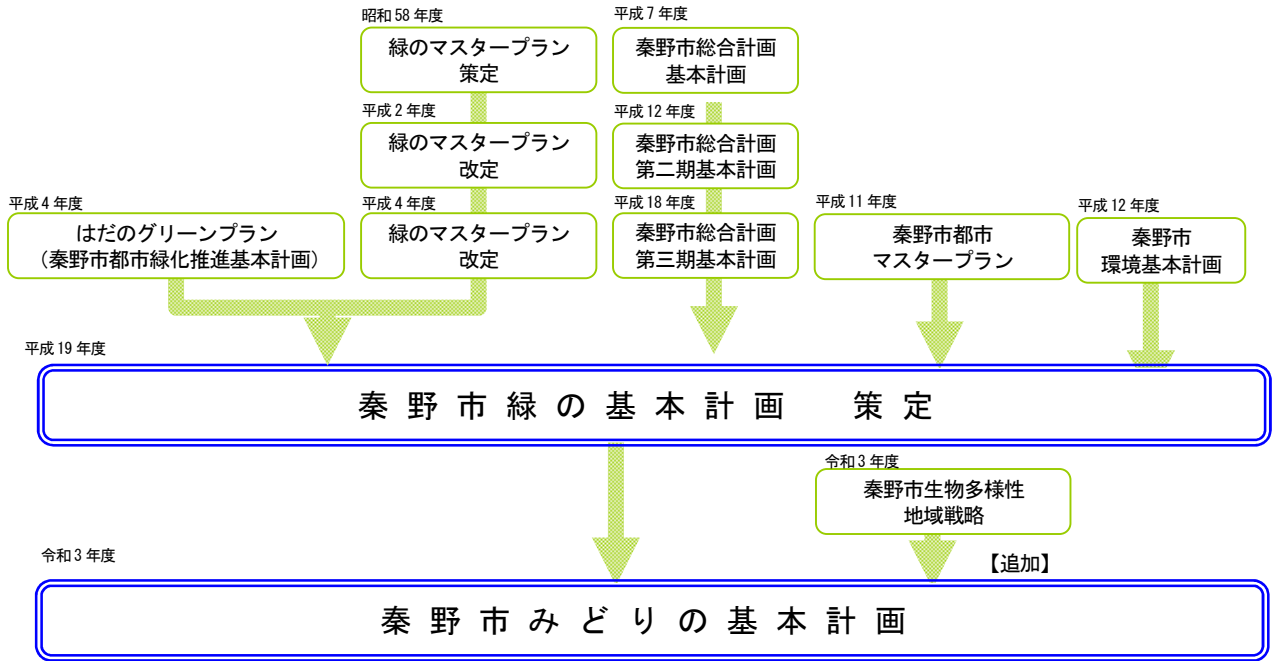
このような動きを受けて、本市においても、生物多様性の浸透と、環境問題に対する意識向上を図り、生物多様性への取組みの推進や保全を推進していくため、生物多様性地域戦略を策定し、生物の生息環境に関係の深い緑地について統括している「秦野市緑の基本計画」に含めるものです。合わせて、平成20年（2008年）の計画策定当初から変化している緑地の現状との整合を図るため、時点修正を行いました。

また、「秦野市緑の基本計画」に「生物多様性地域戦略」を新たに追加することから、計画の名称について、緑地そのものを表現する「緑」から、生物の生息する緑地や水辺など、私たちを取り巻く環境を含め表現する「みどり」を使用した、「秦野しみどりの基本計画」に変更します。





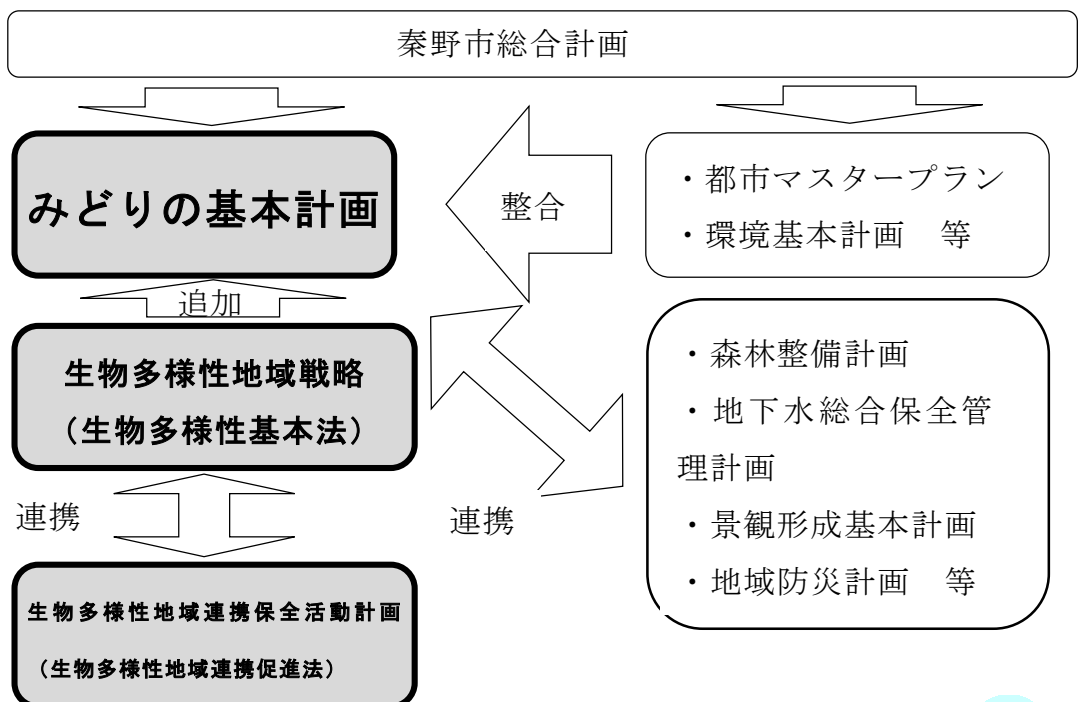
みどりの基本計画の策定に至る経緯



2 計画の位置付け

「秦野しみどりの基本計画」は、緑地や生物多様性の保全及び緑化の推進に関する事業を展開するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの目標・指針となるものです。本計画は、「秦野市総合計画」を上位計画とし、「秦野市都市マスタープラン」及び「秦野市環境基本計画」等の関連計画と整合・連携し、都市の緑地や生物多様性の保全及び推進に関する総合的な計画として位置付けられるものです。

【計画の位置付け】





3 計画の構成

本計画は、秦野市の緑と生物多様性の現況と課題を整理し、緑と生物多様性の将来像の実現に向けた施策の推進をしていくため、次の5章で構成します。

第1章 計画策定の考え

計画の趣旨、目的、期間などの基本的な事項を示す。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 計画の概要及び目的 | 4 計画の期間 |
| 2 計画の位置付け | 5 「緑」と「みどり」の定義 |
| 3 計画の構成 | |

第2章 みどりの現況及び課題

秦野市の「緑」と「みどり」の現況を整理・把握し、その課題を明らかにする。

- | | |
|----------|--------|
| 1 本市の概況 | 3 緑の現況 |
| 2 みどりの現況 | 4 緑の課題 |

第3章 計画の推進

秦野市の緑の将来像の実現に向けて、緑の目標水準及び配置方針を定め、計画推進のための施策を示す。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 計画の基本方針 | 4 緑地の保全及び緑化推進のための施策 |
| 2 緑地の保全及び緑化の目標 | 5 地区別の方針 |
| 3 緑地の配置計画 | |

第4章 秦野市生物多様性地域戦略

市内で生物調査を実施し、生物多様性の現状を把握する。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 生物多様性地域戦略の策定にあたって | 3 生物調査 |
| 2 生物多様性 | 4 生物多様性の保全や社会浸透への取組み |

第5章 計画の推進体制

計画の推進体制を示す。

- | |
|-----------|
| 1 計画の推進体制 |
|-----------|



4 計画の期間

「秦野市総合計画（はだの 2010 プラン）」の目標年次は、平成 22 年（2010 年）ですが、都市のみどりや緑地の保全・再生・創出などの総合的かつ効果的な施策の展開を推進していく本計画は、目標到達に時間を要するため、15 年の中長期計画から、おおむね 20 年の超長期を見据え、目標年次を令和 7 年（2025 年）とします。

ただし、関連する諸計画の見直しや社会情勢の変化に応じ、必要な場合は見直しをします。

(1) 期間

平成 19 年（2007 年）から令和 7 年（2025 年）

(2) 年次

中間年次 平成 22・27・令和 2 年

目標年次 令和 7 年

※ 構想的な計画（目標年次）は、年単位を使用し、具体的な計画（実施計画）は、年度を使用します。

5 「緑」と「みどり」の定義

本計画において「緑」とは、施設緑地及び地域制緑地といった緑地として用います。計画の推進に掲げる緑地の確保目標水準や配置は、「緑」となります。

一方、「みどり」とは、樹林地、草地、水辺地等の自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人とが共生する空間等の総合的な環境として用います。

みどりのイメージ





第2章 みどりの現況及び課題

1 本市の概況

(1) 市勢（位置、面積、人口、土地利用）

本市は、神奈川県央の西部に位置し、東西約13.6km、南北約12.8km、面積103.76km²で、市の中心部から新宿へ小田急電鉄により約70分、東名高速道路や国道246号によっても都心と直結した県央の中核都市の一つです。

昭和30年（1955年）1月1日市制を施行し、同年4月15日大根村の一部を、昭和38年（1963年）1月1日西秦野町をそれぞれ編入合併し、平成27年（2015年）1月1日に市制施行60周年を迎え今日に至っています。人口は、昭和43年から昭和49年までの5%を超える人口伸率で推移した急増加時期を経て、昭和47年から48年をピークに、第一次オイルショックによる景気の落ち込みや近年の企業の地方分散化、地価の高騰による大型開発の減少に伴い、平成22年まで緩やかな増加傾向に転じていましたが、それ以降減少しています。今後も、将来人口推計によると減少が予測されています。

市街化状況は、盆地の中央で江戸時代より市が開かれて十日市場と呼ばれていた本町四ッ角を中心に集積し、小田急線の4駅を各々核として周辺地域に市街地が形成しています。一方、市街地の周辺には農地が広がり、市を取り囲む丹沢山地・渋沢丘陵に続いています。丹沢山地の自然環境は自然公園法に基づく自然公園地域などにより保全されています。

このように、本市は都市の利便性と田園の自然性の両面が存在し、住宅地が自然に囲まれた都市環境にあります。



(2) 自然





ア 地形

本市の自然環境については、その地形に特徴が示されています。北方には標高1,200m～1,400mの丹沢山地があり、南方には標高200mほどの渋沢丘陵が東西に走っています。中央の秦野盆地は、東西6.5km、南北4kmの断層盆地で、北西から南西に傾斜し、海拔80～350mあたりになだらかな広がりを見せて、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。また、水無川・葛葉川・金目川・四十八瀬川は、丹沢の稜線に端を発し、丹沢山地からの多量の砂礫を運び込んで堆積させ、これにより複合扇状地を形成し、その上を厚く火山灰土が覆っています。

イ 水系

本市の河川は、その盆地の中央部に水無川・葛葉川、東部に金目川、西部に四十八瀬川、盆地の南縁に沿って室川、弘法山の山裾を東に大根川が流れています。盆地の扇状地中央部を流れる水無川は、その名のとおり降水時以外は水量が少なく、特に冬の渇水期には、扇中央部で流水が無くなることもあります。丹沢山地に降った雨水は扇頂より地下に浸透して地下水となり、帯水層の中をゆっくり流動しながら盆地南の扇端部で湧水群を形成しています。このような地形的特性から、秦野盆地は、盆地全体が「天然の水がめ」を形成しているといわれています。

ウ 地質

地質的には、新第三紀のグリーンタフ造山運動による緑色凝灰岩が山体を形成し、その上部を火山灰土が覆っています。緑色凝灰岩の層は丹沢層群と呼ばれ、安山岩や玄武岩質火山岩類よりなっています。これらの火成岩は地向斜運動による海成作用を通して形成され、暗緑色を呈することから緑色凝灰岩と呼ばれています。断層による陥没で形成された秦野盆地は、上部を厚く立川ローム層（関東ローム層）で覆われています。

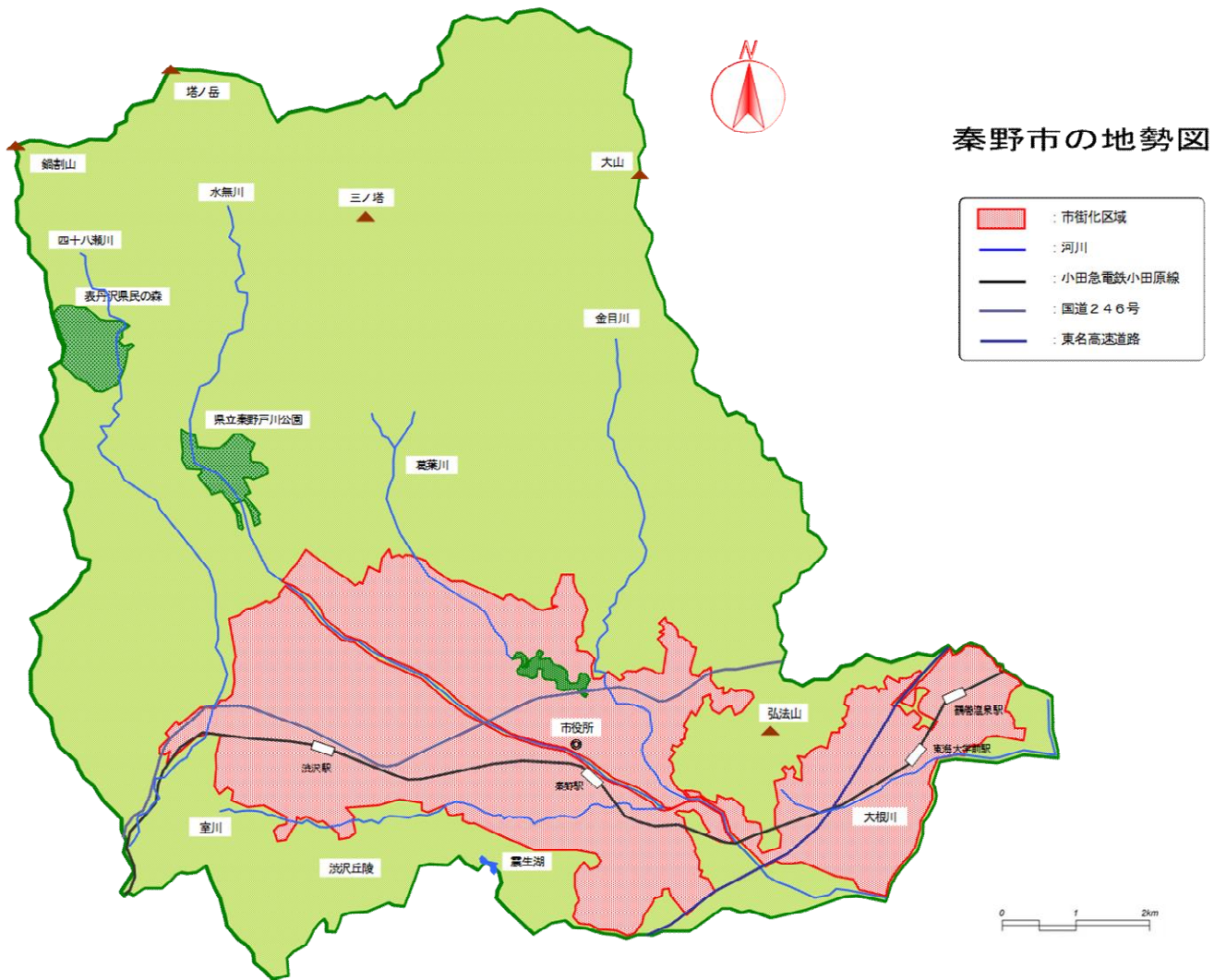
エ 気象

気候は、海洋性気候の影響を受け、降霜・降雪は少なく、太平洋側は温暖帯に属しており、年間の平均気温は16.2℃（平成30年度消防署調べ）で比較的温暖です。また、盆地の北部では、山岳の影響を受けて盆地特有の雨や風の局地現象がみられることもあります。また、降雨は夏期多雨、冬期小雨型で、年間の平均降水量は1,644.7mm（平成18年度～平成30年度消防署調べ）となっています。





秦野市の地勢（図）





2 みどりの現況

(1) 丹沢山地

丹沢山地は、標高800m付近を境として、上部はブナ帯、下部はシイ・カシ帯に分かれていましたが、現在ではシイ・カシ帯の自然林はほとんど見られず、二次林やスギ・ヒノキの人工林が大半を占めています。

野生鳥獣は、本州産の獣類のほとんどが生息しており、鳥類も亜高山帯の野鳥から猛禽類というように多種類が生息し、首都圏にあるにもかかわらず野生生物の宝庫といえます。

(2) 里地里山

里地里山は、山間部と市街地の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、谷戸、草原等で構成される地域で、本市では、葉タバコ栽培に伴い創出され、市街地を取り囲むように存在します。コナラ・クヌギを中心とした二次林や湧水を利用した谷戸田等の水辺には、絶滅のおそれのある種（希少種）の多くが生息しています。

昭和59年に葉タバコ栽培が終焉したことにより、人の手が入らなくなり荒廃化が進んだ里山の再生に向け、地元住民・NPO・ボランティア団体・企業と協働による事業展開をしています。

(3) 水辺

名水百選「秦野盆地湧水群」、関東大震災の際にできた自然湖である震生湖、古くから地域住民に親しまれている今泉湧水池などの地下水を水源とする水辺があります。これらの点的な緑地空間と、線的な緑地空間である市内6河川が、それぞれにビオトープの役割を担い、市街地を取り巻く面的な丹沢山地及び渋沢丘陵と連携し、「みどりネットワーク」を形成しています。

水辺緑地保全として、今泉湧水池とその周辺を「今泉名水桜公園」に整備しました。

(4) 生物

平成元年4月に住民団体等によるホタルの保全活動が盛んで、身近に観察できる生息地が市内に残っていることから、このホタルの生息地が環境庁（現環境省）「ふるさといきものの里」として選定されました。

ホタルが生息できる水辺環境の保全のため、ホタル工法による用水路整備やホタルの生息できる公園「いまいずみほたる公園」の整備をしました。

また、秦野市みどり条例に基づき、希少な又は貴重な野生の生物が成育し、又は生息している水辺等を保護するため、「生き物の里」を6箇所指定しています。





3 緑の現況

(1) 山の緑

山の緑や良好な景勝を保全するため、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園や自然環境保全地域が指定されています。また、緑の持つ保水力や治山効果を維持・発揮させるため、水源地域の私有林を対象として、公益機能の高い森林づくりを進める「かながわ水源の森林づくり事業」が県を中心に展開されています。

本市では、森林を50年かけて再生・整備し、さらに50年かけて健全に育成し完成された森林にしていく「はだの一世紀の森林づくり構想」を掲げ、かつて葉タバコ栽培の盛んな頃の管理された里山への再生に向け、地元住民等が中心となって取り組んでいます。また、緑化思想の普及啓発と水源かん養を目的に「はだの森林づくり事業」を進めています。

(2) 都市(まち)の緑

樹林保全地区・保存樹木の指定、生産緑地地区の指定を行い、市街地に残る貴重な緑の保全を図っています。また、かながわのナショナル・トラスト緑地第1号「葛葉緑地」は、保存契約による緑地保全のみならず、くずはの広場を拠点に緑化思想の普及啓発に活用しています。

街中の緑を創造するため、秦野市まちづくり条例に基づく緑化指導を進めています。

(3) 緑地状況

平成27年度都市計画基礎調査票を参考にした緑地の状況は、次のとおりです。なお、緑地の区分は下表に示すとおりです。

区 分		内 容	
緑 地	山 林	平坦地山林	傾斜度 15 度未満の山林
		傾斜地山林	傾斜度 15 度以上の山林
	草 地	荒 地	雑種地、裸地等（湿地、沼地等）
		河 川 敷	河川敷内の草地など 都市公園、ゴルフ場
		農 地	水田
	畑	畑	畑・果樹園 みかん・くりなど
		耕作放棄地	当面耕作予定のない農地
水 面	河川・水面・水路		

緑地

樹木や草など植物で被われている土地です。

緑地率

ある土地の地区面積に占める緑地の割合です。地域の緑の多少を表す指標として用いられます。

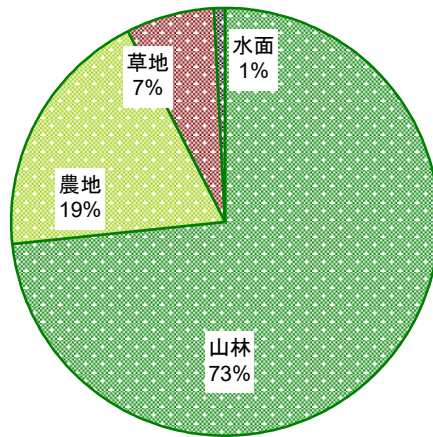




ア 市全域の緑地の状況

市全域の緑地面積は7,577haで、市全域の約73%が緑地となっています。このうち山林面積が5,553.6haで緑地の約73%、農地面積が1,455.2haで緑地の約19%を占め、緑地の大部分が樹林地と農地で構成されています。

水無川を中心に広がる市街地の周辺には丹沢山地・渋沢丘陵などまとまった緑が分布していますが、市街地内の身近な緑が少ない状況です。

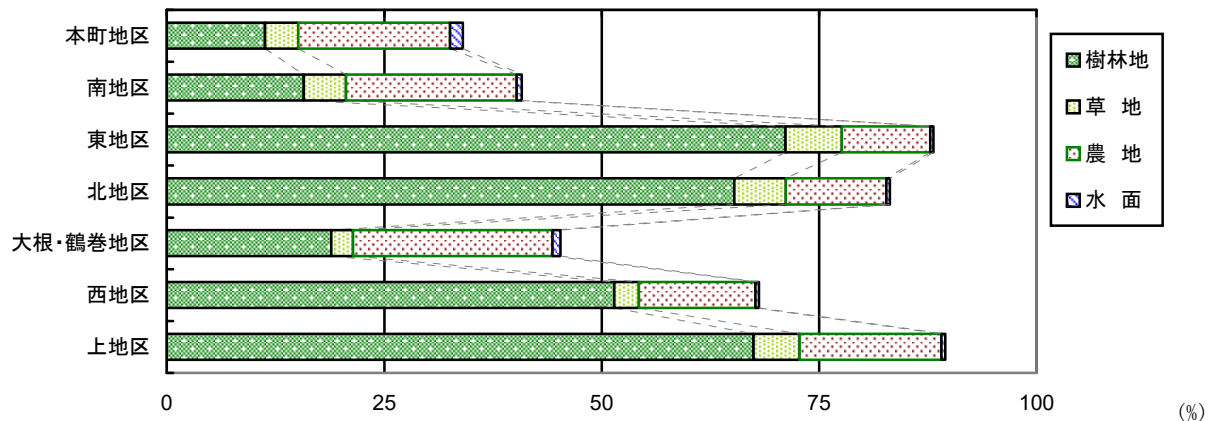


市全域の緑地の現況

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

イ 地区別の緑地

市街化の進んだ本町地区、南地区、大根・鶴巻地区では農地の占める面積が山林よりも高くなっています。丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の区域を含む東地区、北地区、西地区、上地区では緑地率が約68%以上と地区面積の半分以上を樹林地が占めています。



地区別の緑地の現況

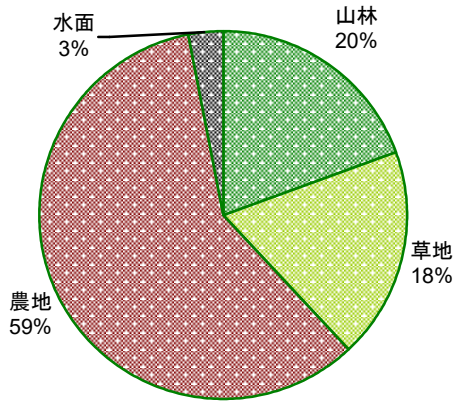




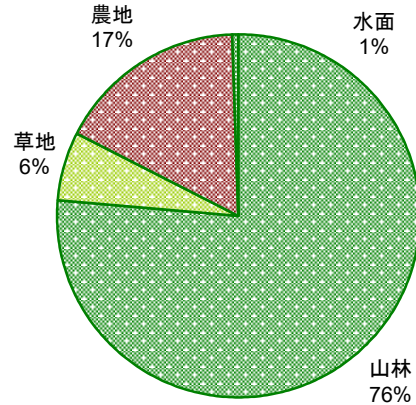
ウ 市街化区域・市街化調整区域の緑地

市街化区域の緑地面積は397.10ha、緑地率は約16%です。このうち、緑地の約59%が農地であり、市街化区域では農地が重要な緑地となっています。

市街化調整区域の緑地面積は7,179.80ha、緑地率は約91%です。丹沢山地、渋沢丘陵などを含んでおり、緑地の約76%が山林です。



市街化区域の緑地の現況

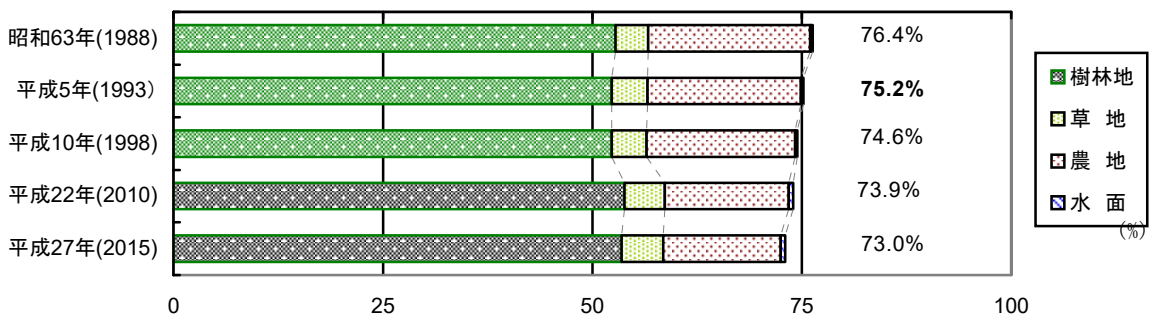


市街化調整区域の緑地の現況

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

エ 緑地の経年変化※

前回調査（平成10年9月～10月撮影空中写真使用）と比較すると、17年間で市全域約154ha、率にして1.6%の緑地が減少しています。主な変化の内訳は、山林が約127ha(1.22%)、草地が約79ha(0.76%)増加した一方、農地が約382ha(-3.68%)減少しています。



※「緑地の経年変化」

平成10年までは撮影空中写真、平成22、27年は都市計画基礎調査を参照





(4) 施設緑地

施設緑地とは、都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」に区分されます。都市公園には、基幹公園・特殊公園・大規模公園・都市緑地等があります。また、都市公園以外には、公共施設緑地・民間施設緑地があります。

ア 都市公園

本市の整備状況は、街区公園 179 箇所、近隣公園 2 箇所、地区公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、風致公園 1 箇所、歴史公園 1 箇所、広域公園 1 箇所、都市緑地 12 箇所の合計 198 箇所・105.94ha です。

名称		平成 30 年 (2018)					
		市街化区域			都市計画区域		
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	172 (155)	14.98 (13.03)	1.00 (0.85)	179 (161)	15.19 (13.22)	0.92 (0.78)
	近隣公園	2 (2)	3.33 (3.33)	0.22 (0.22)	2 (2)	3.33 (3.33)	0.20 (0.20)
	地区公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6.82 (6.82)	0.41 (0.40)
都市基幹公園	総合公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	運動公園	1 (1)	17.75 (16.42)	1.18 (1.07)	1 (1)	17.75 (16.42)	1.08 (0.97)
特殊公園	風致公園	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)
	歴史公園	1 (1)	1.02 (1.02)	0.07 (0.07)	1 (1)	1.02 (1.02)	0.06 (0.06)
大規模公園	広域公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	36.10 (34.63)	2.19 (2.05)
都市緑地	都市緑地	11 (10)	14.40 (13.72)	0.96 (0.90)	12 (10)	25.05 (13.72)	1.52 (0.81)
合計		188 (170)	52.16 (48.20)	3.48 (3.15)	198 (178)	105.94 (89.84)	6.42 (5.33)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成 18 年度の数値





イ 都市公園以外

本市の整備状況は、公共施設緑地が、その他公園 4 箇所、その他緑地 10 箇所、広場 6 箇所、市民農園 49 箇所、教育施設 36 箇所、公共施設 69 箇所、その他 12 箇所の合計 186 箇所・294.04 ha です。

民間施設緑地が、環境創出行為によるプレイロット 129 箇所、環境創出行為による緑地 756 箇所、ゴルフ場 5 箇所、その他 47 箇所の合計 937 箇所・365.27 ha です。

名称		平成 30 年 (2018)					
		市街化区域			都市計画区域		
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
公共施設緑地	その他公園	3 (7)	0.17 (1.20)	0.01 (0.08)	4 (7)	0.17 (1.20)	0.01 (0.07)
	その他緑地	8 (8)	1.86 (1.86)	0.12 (0.12)	10 (11)	2.20 (17.48)	0.13 (1.04)
	広場	4 (4)	4.00 (4.00)	0.27 (0.26)	6 (6)	5.46 (5.46)	0.33 (0.32)
	市民農園	3 (4)	0.35 (0.42)	0.02 (0.03)	49 (39)	9.99 (9.26)	0.61 (0.55)
	教育施設	26 (26)	38.24 (38.24)	2.55 (2.50)	36 (36)	52.58 (52.58)	3.19 (3.12)
	公共施設	51 (61)	29.18 (32.79)	1.95 (2.15)	69 (78)	45.90 (56.16)	2.78 (3.33)
	その他	7 (8)	26.08 (26.21)	1.74 (1.72)	12 (13)	177.74 (177.60)	10.77 (10.54)
合計		102 (118)	99.88 (104.72)	6.66 (6.85)	186 (190)	294.04 (319.72)	17.82 (18.97)
民間施設緑地	環境創出行為 (プレイロット)	110 (97)	3.83 (3.50)	0.26 (0.23)	129 (105)	4.86 (3.78)	0.29 (0.22)
	環境創出行為 (緑地)	731 (326)	18.75 (9.20)	1.25 (0.60)	756 (354)	23.31 (11.04)	1.41 (0.65)
	ゴルフ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	272.69 (272.69)	16.53 (16.18)
	その他	45 (34)	47.12 (38.28)	3.14 (2.50)	47 (36)	64.41 (55.57)	3.88 (3.30)
合計		886 (457)	69.70 (50.98)	4.65 (3.34)	937 (500)	365.27 (343.08)	22.14 (20.35)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成 18 年度の数値





(5) 地域制緑地

地域制緑地とは、法や条例等による規制により、良好な環境を保全する地域です。

ア 法によるもの

本市の状況は、生産緑地地区、自然公園（国定公園）、農業振興地域農用地区域、保安林区域の合計7,820.38haです。

名称		平成30年(2018)			
		市街化区域		都市計画区域	
		面積 (ha)	m ² /人	面積 (ha)	m ² /人
法によるもの	生産緑地地区 (生産緑地法)	100.80 (107.00)	6.72 (7.00)	100.80 (107.00)	6.11 (6.35)
	丹沢大山国定公園 (自然公園法)	0 (0)	0 (0)	3,938.00 (3,937.00)	238.67 (233.54)
	農業振興地域農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)	0 (0)	0 (0)	715.58 (748.69)	43.37 (44.41)
	保安林区域 (森林法)	— (—)	— (—)	3,066 (3,708)	185.82 (219.96)
合計		100.80 (107.00)	6.72 (7.00)	7,820.38 (8,500.69)	473.96 (504.26)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値





イ 条例等によるもの

本市の状況は、自然公園（県立自然公園）、自然環境保全地域、樹林保全地区、保存樹木、生垣の設置、生き物の里、かながわのナショナル・トラストの合計476.62haです。

名称		平成30年（2018）			
		市街化区域		都市計画区域	
		面積（ha）	m ² /人	面積（ha）	m ² /人
条例等によるもの	県立丹沢大山自然公園 （県立自然公園条例）	7.90 (7.90)	0.53 (0.52)	290.00 (290.00)	17.58 (17.20)
	三廻部浅間山自然環境保全地域 （県自然環境保全条例）	0 (0)	0 (0)	47.10 (47.10)	2.86 (2.79)
	菩提向山自然環境保全地域 （県自然環境保全条例）	0 (0)	0 (0)	28.70 (28.70)	1.74 (1.70)
	田原・蓑毛自然環境保全地域 （県自然環境保全条例）	0 (0)	0 (0)	91.30 (91.30)	5.53 (5.42)
	樹林保全地区 （秦野市みどり条例）	9.66 (10.36)	0.64 (0.68)	9.66 (10.36)	0.59 (0.61)
	保存樹木 （秦野市みどり条例）	29 (27本)	— (—)	29 (33本)	— (—)
	生垣の設置 （秦野市生垣設置奨励補助金交付要綱）	1.52 (15,089.4m)	0.10 (0.10)	1.52 (15,089.4m)	0.09 (0.09)
	生き物の里 （秦野市みどり条例）	0 (0)	0 (0)	2.70 (1.53)	0.16 (0.09)
	かながわの ナショナル・トラスト緑地	5.64 (5.75)	0.38 (0.38)	5.64 (5.75)	0.34 (0.34)
	合計	24.72 (25.52)	1.65 (1.67)	476.62 (476.24)	28.89 (28.25)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※（ ）内は、平成18年度の数値

※ 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止





(6) 里山

標高300m未満の森林で、人の手を入れて積極的に保全再生する地域です。

ア 里山

本市の状況は、森林面積5,482haのうち、約1,130haです。

名称	平成15年(2003) 里山林保全調査事業
	面積(ha)
針葉樹	221
広葉樹	888
竹	21
合計	1,130

イ 里山の保全再生整備

里山の保全再生整備は、山林所有者と市が協約を結び、事業者に委託して整備する「ふるさと里山整備事業」、事業者に委託し、森林施業の集約化を図り、持続可能な人工林の整備を行う「地域水源林長期施業受委託事業」及び、市と山林所有者とボランティア団体との3者で利用協定を結びボランティア団体が整備する「里山ふれあいの森づくり事業」があります。

名称	平成30年(2018)
	整備面積(ha)
ふるさと里山整備事業	22.76 (14.36)
里山ふれあいの森づくり事業	41.35 (3.22)
地域水源林長期施業受委託事	19.79
合計	83.9 (188.87)

※()内は、平成18年度の数値





4 緑の課題

野鳥・昆虫・小動物などの生き物が暮らす自然と人とが共生できる環境としての「みどり」を保全するためには、その基礎となる水と土を育む「緑」の保全と再生、そして創造が必要です。

課題1 緑の減少

市街地の拡大による森林の減少、林業や農業の低迷による手入れ不足森林の増加などにより、みどりを構成する重要な要素である樹木が減ってきています。

課題2 都市公園の充足度

小規模な街区公園が多く、比較的中規模な近隣・地区公園が不足しています。また、街区公園の多くは環境創出行為により整備された経緯があるため、その配置バランスに課題があります。

こうした課題を踏まえ、都市環境の保全・改善、安全で安心できるまちを形成していくためにも、少子高齢社会・防災拠点への対応や多様な市民ニーズに即した都市公園の整備が必要です。

課題3 緑の分断

街中の農地・緑地等の宅地化や河川改修による自然護岸の減少によって、緑と緑の間隔が広がり、点在する緑と面的な緑をつなぐ「みどりネットワーク」が分断されてきています。

課題4 災害の要因

林業や農業の低迷によって、人工林や二次林が荒廃し、健全な状態での森林が持つ治山治水の能力が低下しています。また、街中の防火帯や避難地となる緑地が宅地化等によって減少し、災害の拡大が懸念されます。

課題5 市民参加

緑の保全と育成は、市民一人ひとりがその重要性について理解し、身近なことからも実践していく必要があります。また、個人以外にも、団体・NPO・事業者・学校の積極的なかかわりが求められます。





第3章 計画の推進

1 計画の基本方針

(1) 基本理念及びみどりの将来像

ア 基本理念

本市は、四季折々に豊かな表情を持つ丹沢山地や渋沢丘陵に囲まれて、そこに源を発する諸河川、そして、多くの先人によって築かれた伝統と文化を有する自然の豊かな都市です。この豊かで美しい自然を背景に、水やみどりとのふれあいを大切にしながら、自然と調和した快適で生活しやすい都市の創造を図ります。

イ みどりの将来像

「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」

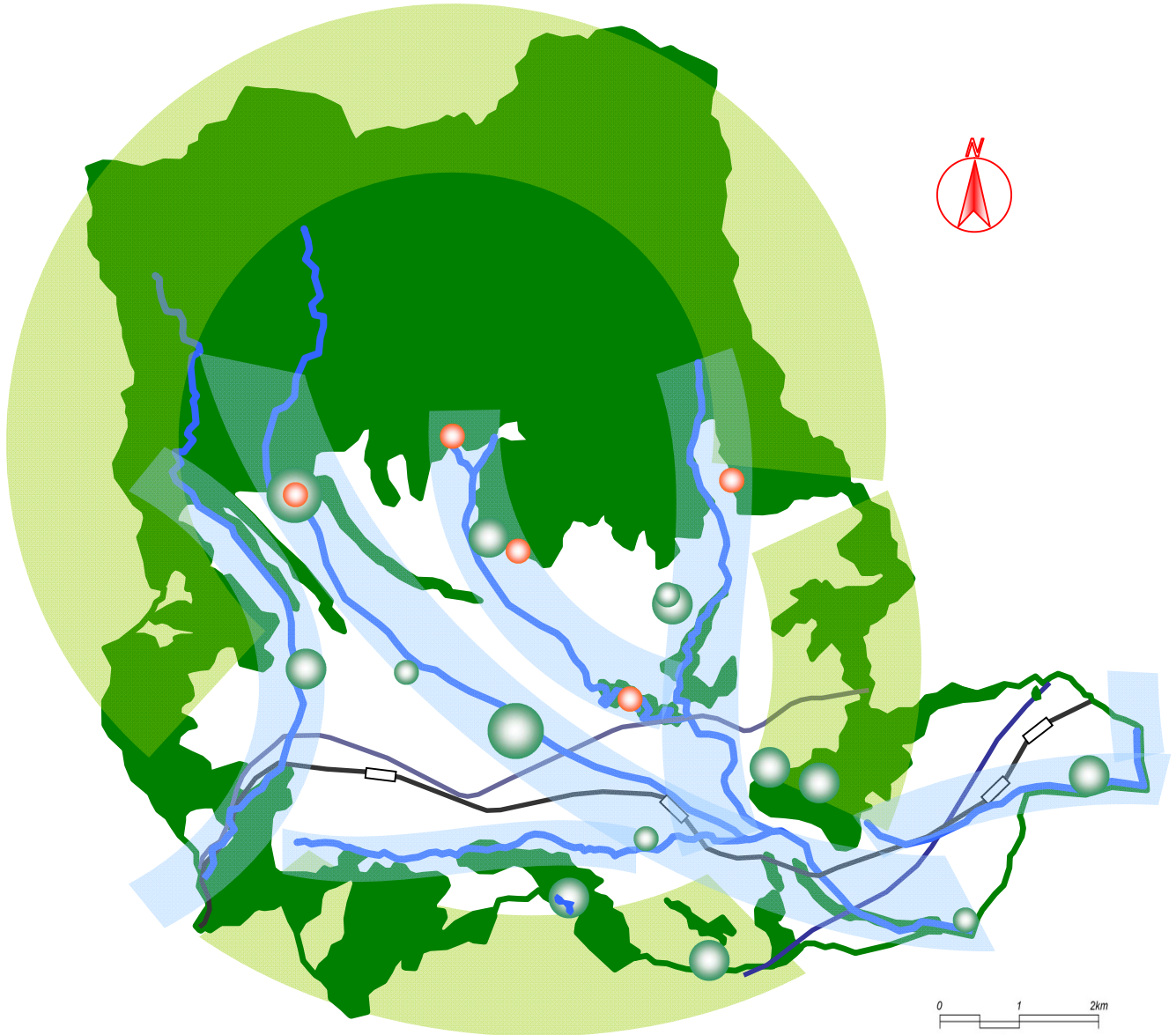
秦野市の誇る名水と様々な動植物の生息する環境を育む重要な構成要素として、緑があります。本市の掲げる都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の創造に向けて、自然と人が共生するみどりを目指し、身近な街の緑とともに丹沢山地及び渋沢丘陵並びに里山という市街地を取り巻く緑を守り育てていきます。





みどりの将来像図

「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」



凡 例			
	骨格的な緑地（樹林地）		緑の拠点（都市公園・公共施設緑地）
	骨格的な緑地（河川空間）		緑の拠点（緑とふれあう施設）
	良好な樹林地		河川





(2) 基本方針

自然に恵まれた良好な緑を守り育て、自然と人間との共生を図るために、緑の積極的な保全・再生・創造に努め、今後本市が目指すべきみどりの将来像「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」を実現するための都市緑化の総括的目標として基本方針を定めます。

ア 緑を守ろう

緑は、私たちにうるおいとやすらぎを与えるとともに多種多様な生物の貴重な生息空間の重要な構成要素でもあります。また、地震などの災害時に避難路や避難地になるほか、火災の延焼を防止し、消火活動の拠点になるなど、都市の安全性を確保するうえで大変貴重な防災機能を果たし、私たちの生命・財産を守るものです。私たちの生活を守り、豊かにする緑を保全していきます。

イ 緑を創ろう

みどり豊かなまちづくりのためには、みんなで身近なところから緑を育てることが大切です。自宅の庭に草花が咲き、道には緑があふれ、市民が身近にみどり豊かな自然とふれあえるまちづくりを進めていきます。

ウ 緑を知ろう

緑や自然の大切さを知るためには、書物から得た知識だけでなく、緑にふれ、緑が語る自然を実感することが大切です。市民の意識に応じて普及・啓発を進め、緑の保全及び創造への行動に結びつくような緑化意識の高揚を図っていきます。

エ 緑を生かそう

秦野盆地は、「名水百選」の地に選ばれているほど、豊かな湧水や地下水に恵まれています。水は緑を育て、また、緑は水を蓄えるとともに雨水をきれいにするろ過機能などをもっています。緑のすべての働きが水そのものにかかわる現象であり、このことから“緑は水なり”と言えるのではないのでしょうか。この大切な働きを伝えるような親しみある水辺空間をつくとともに、野生生物の生息に貢献するように、ビオトープ機能を有する緑や水辺のネットワーク化を図っていきます。

オ 緑と暮らそう

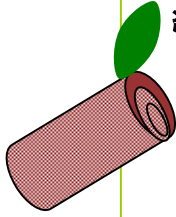
みどり豊かなまちづくりのためには、行政の努力とともに市民の自主的な取り組みが不可欠です。市民参加によるみどりのまちづくりのため、身近な活動を促進します。また、緑の保全・再生・創造を推進するための財源であるみどり基金の一層の充実と、その効果的な活用を図っていきます。





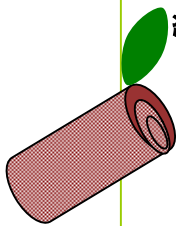
(3) 施策の方向

緑を守ろう



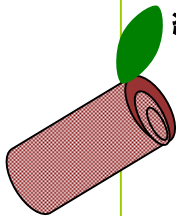
- 大切な森や林を守ります
 - ・ 既存樹林、樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木）
 - ・ 寺社林、屋敷林の保全
 - ・ 地域制緑地の指定（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域等）
 - ・ 里地里山の保全再生
 - ・ 水源の森林づくり
 - ・ 林業の振興
- 大切な田畑を守ります
 - ・ 農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）

緑を創ろう



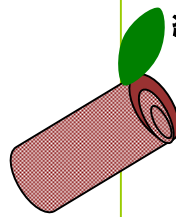
- 誰もがふれあえる緑を増やします
 - ・ 公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）
 - ・ 公園、緑地の整備
 - ・ はだの一世紀の森林づくり構想（里山再生、森づくり）
- みどりあふれる都市(まち)をつくります
 - ・ まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導
 - ・ 事業所、商店街、住宅地の緑化推進
 - ・ 緑化重点地区の指定
- 心なごむ景観をつくります
 - ・ 緑豊かな景観形成

緑を知ろう



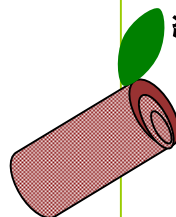
- 緑への関心を深め、ふれあいを進めます
 - ・ 緑化推進の啓発（みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹）
- 緑の知識や大切さを教えます
 - ・ 緑化思想の普及啓発（くずはの広場・養毛自然観察の森）
 - ・ 里地里山の保全再生及び林業思想の普及
(里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター)

緑を生かそう



- 親しめる水辺をつくります
 - ・ みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）
 - ・ 名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備
- 緑を地域のまちづくりに生かす
 - ・ 地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定

緑と暮らそう



- 市民によるみどりのまちづくりを応援します
 - ・ 活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）
- 協働による施策を進めます
 - ・ 緑化ボランティア活動の場の提供
 - ・ かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約
 - ・ 秦野市みどり基金の充実と活用



2 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 計画のフレーム

ア 計画対象区域

計画対象区域名称	計画対象規模
秦野都市計画区域	秦野市全域 (103.76 k m ²)

イ 都市計画区域人口の実績と見通し

年次	平成 18 年 (2006)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 30 年 (2018)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)
人口	169 千人 (169)	170 千人 (172)	167 千人 (174)	165 千人	165 千人 (174)	162 千人 (173)

※年度末の数字を参照

※ () 内は、平成 18 年度の数値

ウ 市街化区域の規模

年次	平成 18 年 (2006)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 30 年 (2018)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)
市街化区域の人口	153 千人 (153)	155 千人 (156)	152 千人 (158)	150 千人	150 千人 (158)	147 千人 (157)
市街化区域の規模	2,437 ha (2,437)	2,438 ha (2,467)	2,438 ha (2,467)	2,438 ha	2,438 ha (2,467)	2,438 ha (2,467)
市街化区域の人口密度	63 人/ha (63)	64 人/ha (63)	62 人/ha (64)	62 人/ha	62 人/ha (64)	60 人/ha (64)

※ 小数点以下四捨五入

※ () 内は、平成 18 年度の数値

※ 当初の計画では、平成 22 年以降の市街化区域に、特定保留区域を含んで目標値を設定していたが、現在設定されている特定保留地域がないため、令和 2 年以降の市街化区域には特定保留地域を含めません。(特定保留区域：都市計画法に基づく「市街化区域と市街化調整区域の区域区分」の定期見直し時に、位置等を明示しておき、計画的な市街地整備の見通しがたった段階で、随時、市街化区域に編入できることとする区域)

※ 令和 2 年、7 年の市街化区域の人口は、平成 18、22、27、30 年の都市計画区域の人口と市街化区域の人口の割合の平均を用いて算出





(2) 計画の目標水準

ア 緑地の確保目標水準

目標年次における確保すべき緑地の目標量は、市街化区域面積のおよそ15%、都市計画区域面積のおよそ67%とします。

令和7年における 緑地確保目標量	市街化区域面積 に対する割合 A	都市計画区域面積 に対する割合 B
	概ね 368 h a 15%	概ね 6,986 h a 67%

$$A = \frac{\text{令和7年の市街化区域内の緑地確保目標量}}{\text{令和7年の市街化区域面積}} \quad B = \frac{\text{令和7年の都市計画区域内の緑地確保目標量}}{\text{令和7年の都市計画区域面積}}$$

イ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次		平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)
都市計画区域人口 一人当たり面積の 目標水準 (㎡)	都市公園等	24.30	24.24	26.60
	都市公園	5.33	6.42	8.49

※都市公園等は、都市公園以外の公共施設緑地を含みます。

ウ 都市緑化の目標

年次	平成18年 (2006)	令和7年 (2025)	増減率
施設緑地	752.65 ha	802.96ha	1.07倍
地域制緑地	6,967.11 ha	6,288.63 ha	0.90倍
合計	7,719.76 ha	7,091.58 ha	0.92倍
重複を除く合計	7,620.42 ha	6,985.94 ha	0.92倍





(3) 緑地別の目標

緑地	施設緑地	都市公園 (89.84→137.55)	基幹公園 (39.80→53.09)	住区基幹公園	街区公園 (13.22→16.08)
					近隣公園 (3.33→7.33)
					地区公園 (6.82→11.92)
				都市基幹公園	総合公園 (0→0)
				運動公園 (16.42→17.75)	
			特殊公園 (1.68→8.59)	風致公園 (0.66→0.66)	
				歴史公園 (1.02→7.92)	
		広域公園 (34.63→50.83)			
		都市緑地 (13.72→25.05)			
		都市公園以外 (662.81→665.40)	公共施設緑地 (319.72→293.40)	緑地 (17.48→2.20)	
	広場 (5.46→5.46)				
	市民農園 (9.26→9.98)				
	農村公園 (1.10→1.10)				
	教育施設 (52.58→52.02)				
			河川緑地 (87.31→87.58)		
			その他 (146.53→135.07)	市施設	
				県施設	
				国施設	
				その他	
	民間施設緑地 (343.08→372.00)	環境創出行為	プレイロット (3.78→4.86)		
		緑地 (11.04→30.04)			
県みどりの協定 (17.83→17.83)					
工場立地法緑地 (31.16→39.99)					
ゴルフ場 (272.69→272.69)					
	その他 (6.58→6.58)				
地域制緑地	法によるもの (8,500.69→7,826.77)	特別緑地保全地区 (0→27.67)			
		生産緑地地区 (107→100)			
		国定公園 (3,937→3,938)			
		農業振興地域農用地区域 (748.69→695.10)			
		保安林区域 (3,708→3,066)			
	条例等によるもの (476.24→471.68)	県立自然公園 (290→290)			
		自然環境保全地域 (167.10→167.10)			
		樹林保全地区 (10.36→10.36)			
		保存樹木 (33本→33本)			
		生垣の設置 (1.51→1.52)			
		生き物の里 (1.53→2.70)			
		かながわのナショナル・トラスト緑地 (5.75→)			

- ※1 緑地：本計画で対象としている緑地
- ※2 (H18面積 ha →R7面積 ha)
- ※3 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止
- ※4 端数処理により合計が合わない場合があります。





(4) 里山の保全再生整備の実績

年次		平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
委託による 整備 (ha)	ふるさと 里山整備 事業	43.90	38.61	42.24	31.42	7.91	22.76
	地域水源 林長期施 業受委託 事業	7.23	7.48	24.61	11.23	11.45	19.79
ボランティア 団体によ る整備 (ha)	里山ふれ あいの森 づくり 事業	40.91	38.07	43.59	45.28	42.95	41.35
合計		92.04	84.16	110.44	87.93	62.31	83.9

3 緑地の配置計画

(1) 総合的な配置方針

緑地の配置は、本計画の基本理念及び基本方針に基づき、次の視点で計画された系統別の配置計画によって示します。

ア 骨格的な緑地の配置

市街地を取り囲むように広がる農地及び丹沢山地や渋沢丘陵等の樹林地、市街地の中央を流れる水無川等の河川空間を、本市の骨格を形成する緑地として位置付けます。

イ 水と緑のネットワークの形成

生物の多様性が確保されるように、市街地に点在する樹林・農地・水辺等と丹沢山地・渋沢丘陵とのネットワーク化を図り、野鳥・昆虫・小動物等の移動が容易となるようにします。

また、市内各所に存在している緑の核となる樹林地や公園、河川を散策路やハイキングコースの整備等により、レクリエーション空間としてのネットワークを形成します。

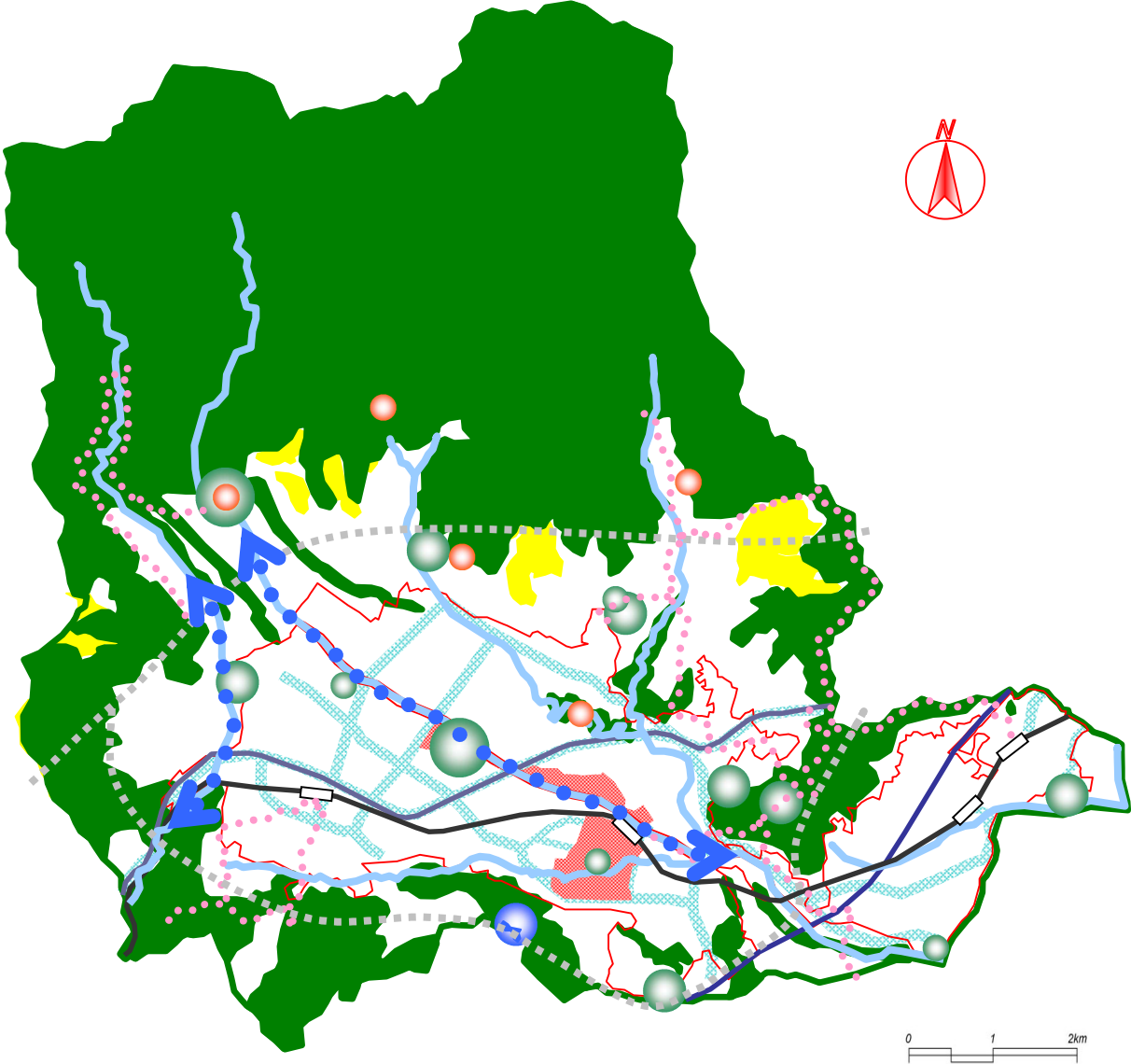
ウ 緑地等の均衡ある配置

市街化の発展動向、現在の各地区の緑地充足度等を考慮し、都市全体で均衡ある都市環境が形成されるようにバランスに配慮した配置を行います。





総合的な緑地の配置計画図



凡 例			
	骨格的な緑地（樹林地）		都市公園
	骨格的な緑地（河川空間）		公共施設緑地
	水と緑のネットワーク（生物）		緑とふれあう拠点施設
	水と緑のネットワーク（レクリエーション）		緑化重点地区
	市街化区域		ゴルフ場
			水とみどりのふれあい軸





(2) 系統別の配置方針

ア 環境保全系統

本市は、北方には丹沢山地があり、南方には渋沢丘陵が東西に走っています。また、市街地の周囲には農地が広がり、それを取り囲む山や丘陵が続いています。ことに北部の丹沢山地は、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園に指定されており、豊かな自然が残されています。

一方、市街地の中央部には水無川・葛葉川、東部には金目川、西部には四十八瀬川・南縁に沿って室川、弘法山の山裾を東に大根川が流れています。

このような豊かな緑と水の保全を図り、環境との共生を基本に自然と調和したまちづくりを進めるため、緑とオープンスペースの保全・整備を行うものです。

イ 景観形成系統

秦野らしい景観を守り、育て、創っていくためにも、丹沢の山並み、豊富な水資源を生かした湧水地や水辺、歴史的・文化的資源と一体となった緑を生かしていくことが求められます。

本市のみどりが構成する「山並み景観」、「里山・田園景観」、「水辺景観」、「歴史・文化の景観」、「街の景観」についても、まとまりのある景観を育てていくため、緑地を効果的に配置していきます。

ウ レクリエーション系統

本市における広域圏のレクリエーションの場としては、ハイキング、登山で利用されている丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園等があり、また、丹沢の自然に親しめる県立都市公園の広域公園として、丹沢山麓に県立秦野戸川公園(50.70ha)が平成4年度(1992年度)から着手され、平成10年度(1998年度)から開園されています。このように、広域圏のレクリエーションの場は、比較的恵まれた状況にありますが、多様なレクリエーション需要への対応、将来人口計画に応じた適切な形態及び規模、日常的なレクリエーションの場としての均衡ある配置、公園等を相互に連絡し、レクリエーション機能を高めるためのネットワークを形成する視点から緑地の配置を行います。

エ 防災系統

防災系統の緑地は、「自然災害の防止」、「人為災害の防止」、「避難地の確保」の3つの防災機能の視点から緑地の配置を行います。





(3) 系統別の配置計画

ア 環境保全系統の配置計画

(7) 緑地等の効果

- みどりの重要な構成要素として水と緑を育みます。
- みどりネットワークを形成し野生生物の生息環境を保全します。
- ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化に役立ちます。

(イ) 緑地等の配置計画

① みどりの骨格の保全

丹沢山地や渋沢丘陵、弘法山周辺の樹林地及び市街地を取り囲むように広がる農地、市街地の中央を流れ、まちにうるおいとやすらぎを与える河川空間である水無川などは、みどりの骨格を形成する緑地であり、快適な環境を支える基盤として保全していきます。

② みどりの核のネットワーク化

身近に生物の多様性を確保し、自然と人間との共生を図るため、自然に恵まれた良好な環境を形成する樹林、水辺などを保全するとともに、多様な自然環境の再生を図ります。生物の生息地の役割を担っている緑地・水辺はビオトープとして積極的に位置付け、野生動物の移動を可能とするみどりネットワークが自然発生的に形成されるよう配慮します。

本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、つながりのある水とみどりのふれあい軸を形成します。

③ 都市微気象※の緩和

夏期における都市気温の上昇にみられるヒートアイランド現象を緩和するために、気温・湿度の調節、通風作用に役立つ市街地中央を貫流する水無川などの河川空間、市街地を取り囲む農地や樹林地など、風の通り道となり、環境保全機能を発揮するまとまった緑地空間などを保全します。中心市街地では、公共施設の特設空間（屋上・壁面など）緑化を進め、ヒートアイランド現象や空気の浄化などに貢献するよう努めます。

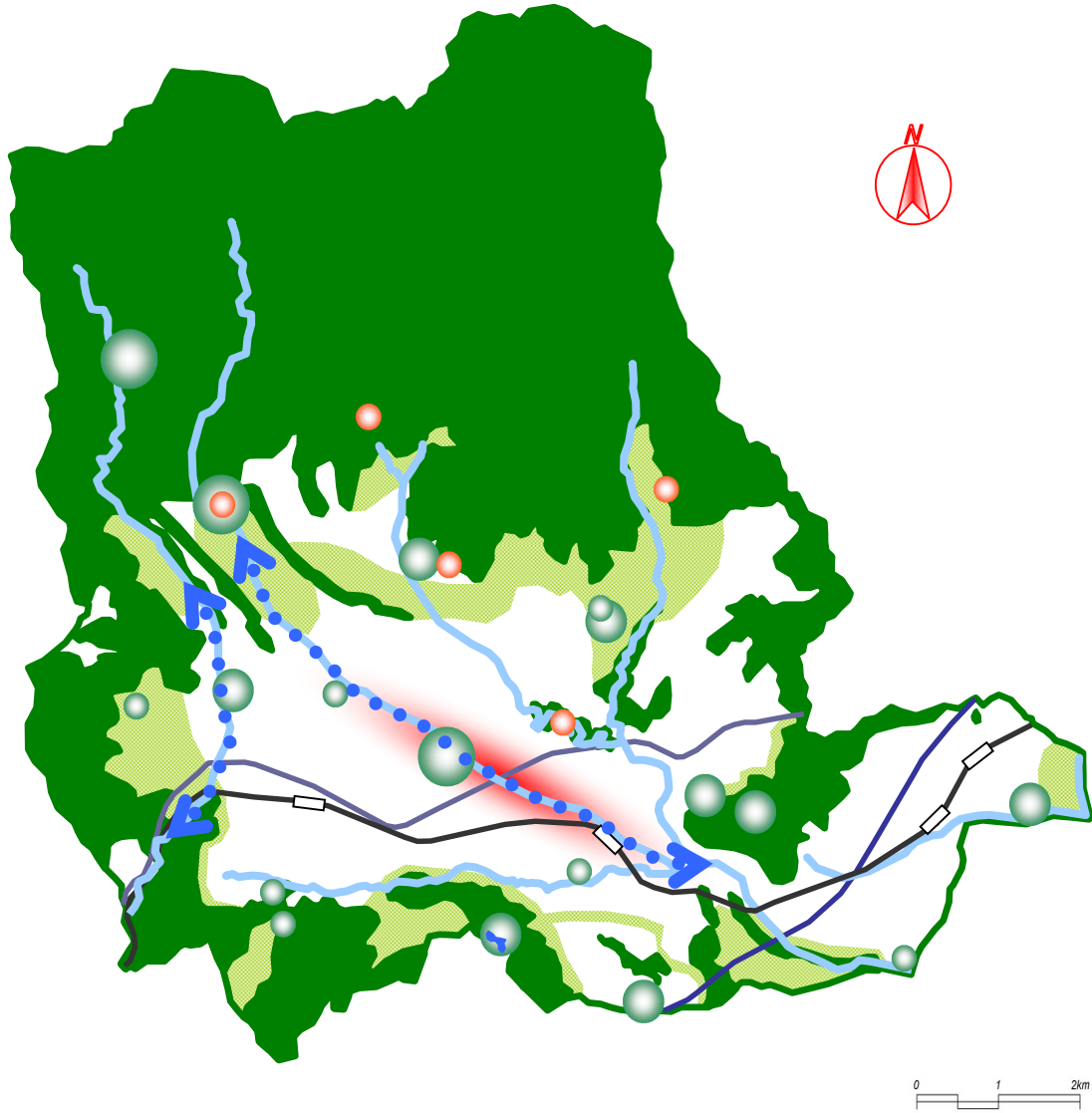
※「微気象」








限られた地域におこる気象現象。地面の状態によって著しい影響を受け、生物の生活や農業・建築などにかかわりが深い。





環境保全システムの配置計画図



凡 例			
	みどりの骨格（樹林地）		みどりの核（緑地）
	みどりの骨格（農地）		みどりの核（拠点施設）
	みどりの骨格（河川）		水とみどりのふれあい軸
	都市微気象の緩和（緑化重点地区・風の道）		





イ 景観形成システムの配置計画

(7) 緑地等の効果

- 景観形成の構成要素として生活にうるおいとやすらぎを与えます。
- 街の景観において四季の変化をあらわします。

(4) 緑地等の配置計画

① 山並み景観

周囲の丹沢山地・渋沢丘陵・弘法山は本市の景観の骨格を担うみどりであり、核・拠点となる緑地として保全していきます。また、公共施設などから市街地を取り巻くこれらの山並みや、遠景の富士山・相模平野・相模湾などを眺望できる展望地点の確保に努めます。

② 里山・田園景観

里地里山は、自然と調和した人々の営みを形成し、周囲の山並みや自然環境を守るみどりです。雑木林や谷戸田は身近な自然とふれあうことのできる場として積極的に保全再生し、活用していきます。市街地周辺のゆったりとした景観を維持するため、ソバやお茶、八重桜など四季を感じることでできる農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用していきます。

③ 水辺景観

水無川や四十八瀬川など多くの河川、湧水群、震生湖などの豊かな資源は、秦野らしい景観を現すもののひとつです。多自然川づくりや湧水群の保全・活用、生き物の里の指定、震生湖周辺整備などを展開し、名水の里にふさわしい、秦野らしい水の豊かな景観を形成していきます。

④ 歴史・文化の景観

数多く残されている歴史的・文化的資源を再認識し、秦野の歴史や文化を感じることでできる空間を創出するため、これらの資源と一体となったみどりを保全・活用し、昔ながらの秦野の景観を保全・再現していきます。

⑤ 街の景観

住宅地、商業地及び工業地など生活や経済活動の場としての特性をもった地域と、道路・駅・公園・公共施設などの市民活動を支える重要な役割を持つ施設によって構成されています。それぞれの地域の特性に配慮した工夫が必要で、花のまちなみ推進事業などにより、まちの美観（生活美観※2）を創り出していきます。また、ふるさと秦野生活美観計画に基づき、良好な景観形成のための指導をします。地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定し、地域のまちづくりの核として生かします。

※1「多自然川づくり」

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

※2「生活美観」

日々の生活の中で、市民一人ひとりが身近なところから生活の仕方を改善したり、景観に配慮することによって、より美しい生活環境・景観を実現していこうとする考え方、それにより創られる景観の姿を、本市では、生活美観と呼ぶこととしています。



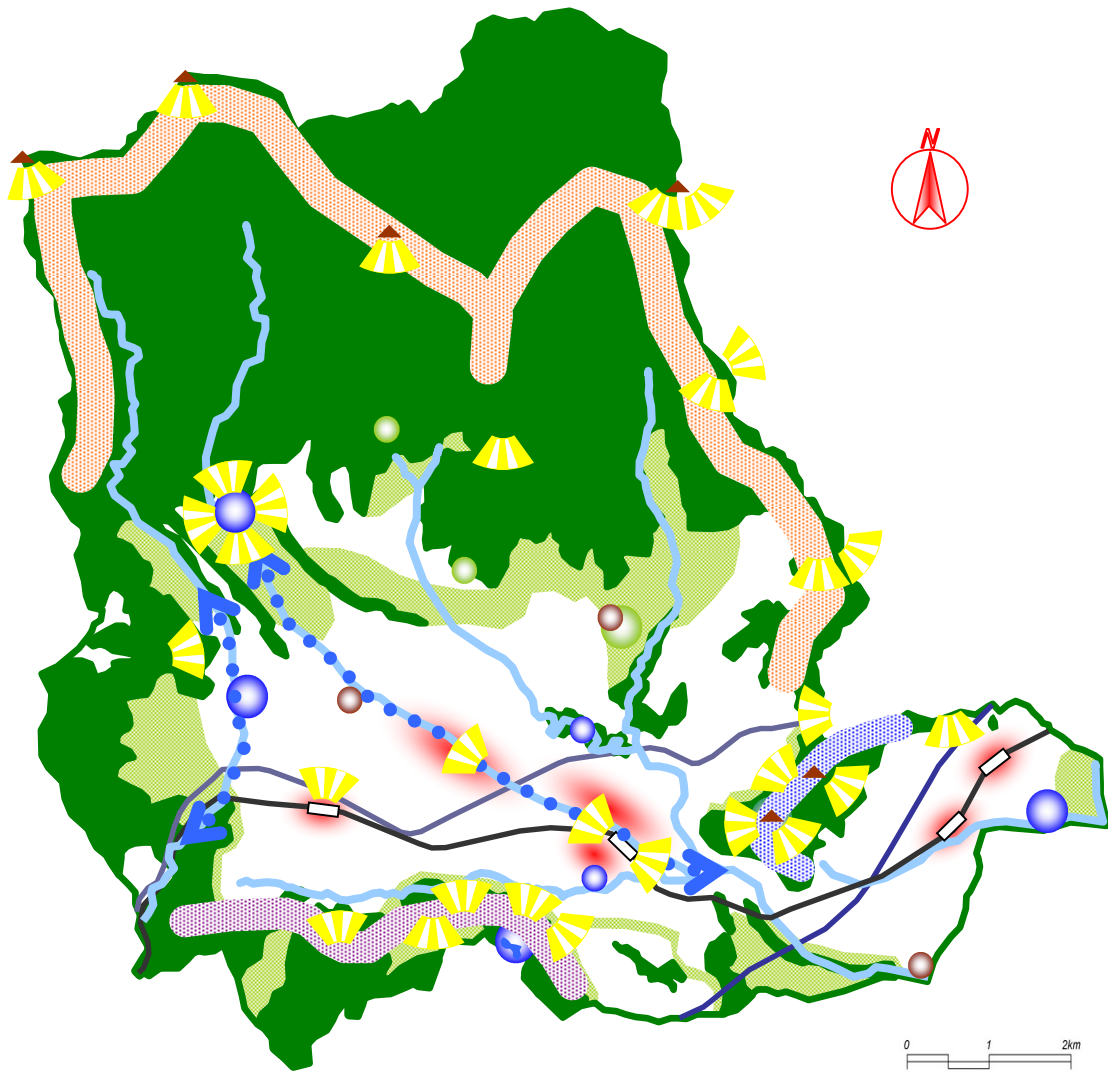


- 住宅地の景観
敷地内の樹木の植栽や生け垣などの緑化を促進し、周囲と調和の取れたうるおいのある景観づくりに努めます。
- 商店街の景観
計画的な商店街の整備を進めるとともに、屋上・壁面・ベランダなどの特殊空間の緑化を行い、人々の集まる場所としてゆとりある空間の確保を促進します。
- 工場地の景観
周辺地域と調和のとれた良好な環境を生み出すために、工場などの緑化を促進して自然と調和した景観を形成するようしていきます。
- 公共建築物の景観
敷地内の積極的な緑化を進めるとともに、山並みなどを眺望するためのオープンスペースを確保していきます。
- 道路の景観
街の軸となる幹線街路は、街路樹等の植栽により、みどりの連続性の確保に努めていきます。住宅街の道路は、生け垣などの緑化を促進し、親しみやすく緑豊かな道路づくりを推進していきます。
- 駅の景観
秦野市の玄関口である秦野駅を始め、小田急線の4駅はまちの顔であり、目にする景観はその街を象徴するものとなります。それぞれの地域性を生かすとともに、駅周辺施設との調和や駅前からの眺望などに配慮しながら景観まちづくりを推進します。
- 公園・緑地の景観
街の中で身近にみどりを感じられるよう、都市公園などの整備を計画的に進め、積極的な緑化を図ります。市街化区域内の農地や樹林地、斜面緑地は、減少する市街地のみどりとして貴重な存在であるため保全を図ります。特に葛葉緑地は身近な環境学習の場として保全・活用を図ります。また、水辺との連携を図り、「水と緑のネットワーク」化を進めていきます。





景観形成システムの配置計画図



凡 例			
	山並み景観（丹沢山地）		里山・田園景観
	山並み景観（渋沢丘陵）		里山・田園景観（拠点施設）
	山並み景観（弘法山・権現山）		水辺景観（河川）
	展望地点からの展望方向		水辺景観（拠点施設）
	樹林地		歴史・文化の景観（拠点施設）
	街の景観（緑化重点地区・緑豊かな駅前空間の創造）		
	水とみどりのふれあい軸		





ウ レクリエーションシステムの配置計画

(7) 緑地等の効果

- レクリエーション施設の構成要素として訪れる人にやすらぎを与えます。
- 人々が集まる憩いの場としてコミュニケーションの向上を図ります。

(1) 緑地等の配置計画

① 日常圏のレクリエーションの場

身近なレクリエーションの場となる公園は、誘致距離及び誘致圏内の将来人口などを考慮しながら適正な規模や形態の住区基幹公園を配置し、日常生活圏における快適なレクリエーション空間の整備を推進します。

○ 都市公園

街区公園、近隣公園、地区公園は、周辺の公園整備状況、人口及び誘致距離、機能などを勘案し、身近で利用しやすい配置計画とします。

○ 水に親しめる緑地

葛葉緑地、みずなし川緑地、秦野盆地湧水群などの保全・整備を推進し、自然とのふれあいの場として活用していきます。

○ スポーツ振興

秦野中央運動公園、なでしこ運動広場、小中学校のグラウンド（休日開放）、子供広場を地域スポーツの振興に役立つ緑地として位置付けます。

○ 農地

農地とのふれあいの場として、コミュニティ農園やふれあい農園を適宜配置していきます。

② 広域圏のレクリエーションの場

市民のレクリエーションに対する多様な需要に対する施設として、広域圏のレクリエーションの場の配置整備を図るとともに、レクリエーション機能を高めるために河川・ハイキングコース、森林セラピーなどを活用します。





○ 都市公園

秦野中央運動公園について、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場としたカルチャーパークとして、施設の充実と利用の促進を図ります。

特殊公園は、公園の性格が十分に発揮されるよう、その特性や施設内容を考慮して配置します。

広域公園は、丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園の整備・拡張を要望していきます。

○ 公共施設緑地

景観、文化財、観光要素として貴重な資源である震生湖の自然環境を保全・活用していくため、震生湖周辺整備を推進します。

○ 地域制緑地

丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、表丹沢県民の森、蓑毛自然観察の森は、多様なレクリエーション需要に対応する緑地として位置付けます。

○ 民間施設緑地

表丹沢の山裾に点在するゴルフ場は、広く市外の人々にも利用されており、レクリエーションの場として、民間施設緑地に位置付けます。

○ グリーンツーリズム※

観光面や里地里山保全再生事業との連携による農家民泊やワーキングホリデーの検討及び試行をします。

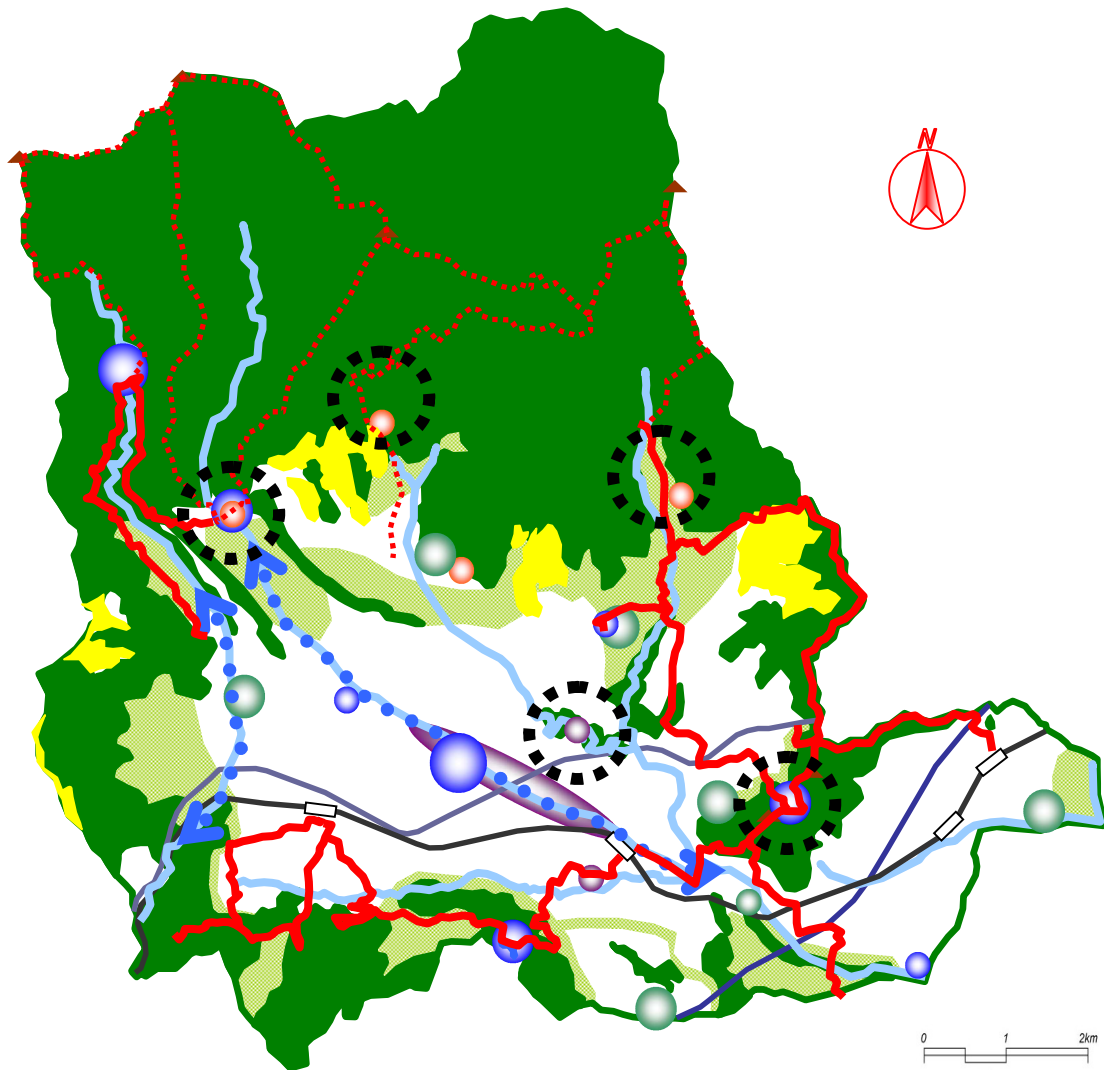
※「グリーンツーリズム」

都市住民が農家などにホームステイして農作業の体験をしたり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動





レクリエーションシステムの配置計画図



凡 例

日常圏のレクリエーションの場		広域圏のレクリエーションの場	
	都市公園		都市公園・公共施設緑地
	水に親しめる緑地		拠点施設
	農地		ハイキングコース
	樹林地		登山コース
	水とみどりのふれあい軸		ゴルフ場
			森林セラピーロード所在地





エ 防災システムの配置計画

(7) 緑地等の効果

- 健全な樹林地は治山治水に役立ちます。
- 火災時における延焼遮断効果があります。
- 災害時に市民の安全を確保する避難地等として機能します。

(イ) 緑地等の配置計画

① 自然災害の防止

本市の山地は急傾斜地が多く、特に豪雨などにより山地の崩壊、土砂の流出などが生じやすい地形をなしており、市域には、活断層が数本走っています。また、市街地でも土地が起伏に富み、多くの崖が散在しています。そのため、計画的な造林事業を促進するとともに、乱伐を防止して、林地の維持・保全及び水源のかん養に努めます。

② 人為災害の防止

緑地や街路樹を積極的に配置し、樹木や緑地による延焼遮断空間の確保をします。住宅地に隣接する工業地などについては、現行の制度を有効に活用し、工場立地法に基づく事業所などの植栽、県のみどりの協定による緑化、まちづくり条例における植栽などにより緩衝機能を持つ緑化の推進を図ります。

また、災害拡大防止機能を有する街路樹・緑地・河川空間・農地などの整備・保全に努めます。

③ 避難地の確保

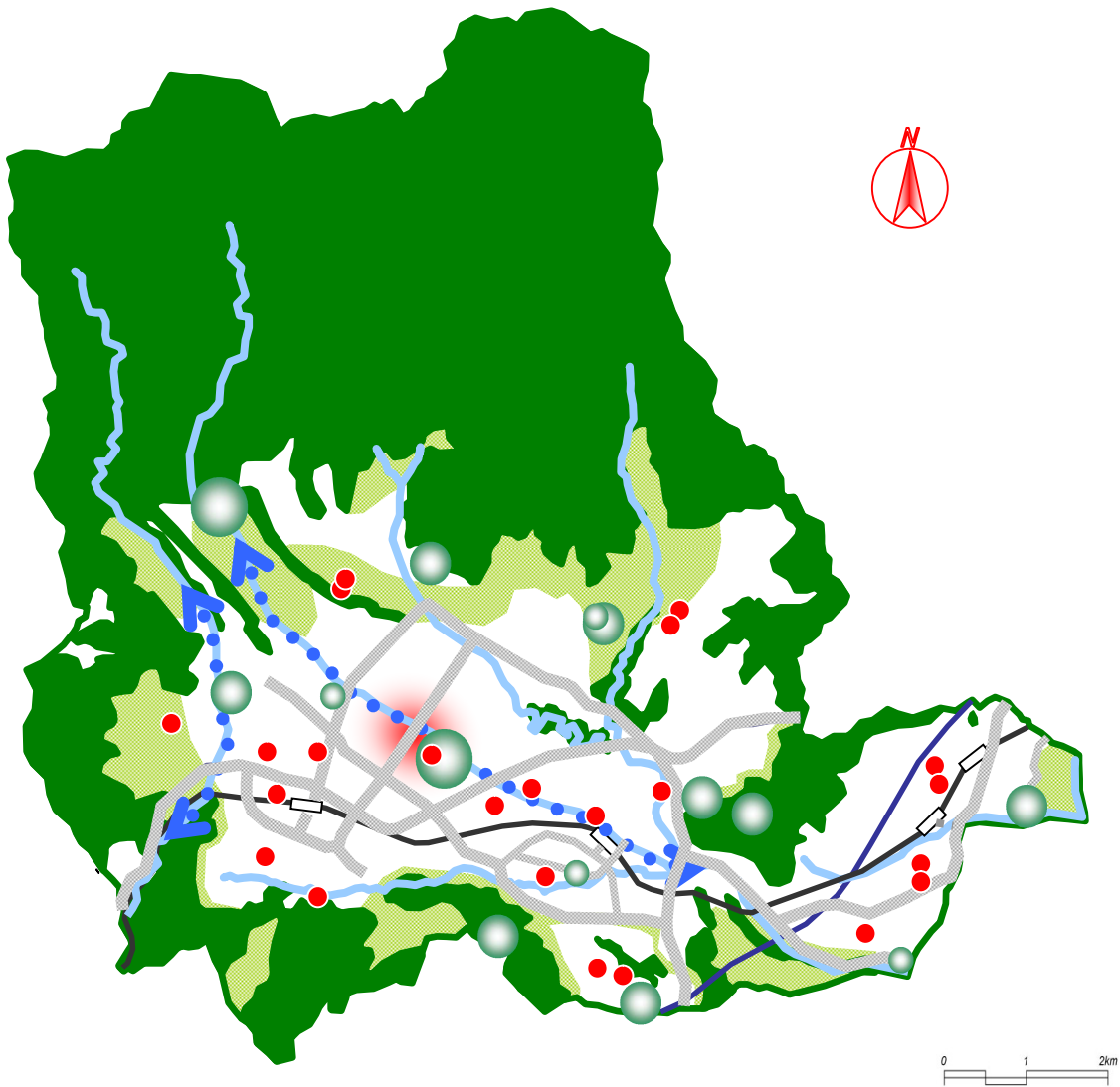
地震などの災害時における防災計画の一環として避難地及び避難路としての緑地を配置します。





広域避難場所は、火災による輻射熱や煙に冒されない場所で、安全が確保され、防災施設が整備されている場所でなければならないため、カルチャーパーク総合体育館、各小学校、各中学校が指定されています。また、被災者の避難所としては、小・中学校などの公共施設が使われます。これら施設の緑化の充実により、避難地としての機能を維持します。





防災システムの配置計画図



凡 例	
	広域避難場所（23箇所、カルチャーパーク総合体育館・各小学校・各中学校）
	都市公園・公共施設緑地（避難地・延焼遮断効果）
	道路網（避難路・延焼緩和効果）
	河川空間（災害拡大防止効果）
	農地（災害拡大防止効果）
	工業系地域の緑化（緩衝緑地）
	水とみどりのふれあい軸（災害拡大防止効果）



4 緑地の保全及び緑化推進のための施策

(1) 施設緑地の整備目標及び方針

施設緑地は、都市公園と都市公園以外の公共施設緑地及び民間施設緑地に区分されます。

平成30年では、施設緑地として、市民一人あたり約46㎡が確保されています。

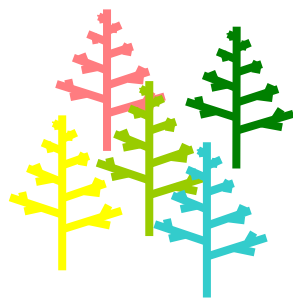
目標年次の令和7年までに都市計画区域内において、市民一人あたり49㎡以上、市街化区域内において、市民一人あたり15㎡以上の施設緑地の確保をめざします。

施設緑地	平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	増減率
都市公園	5.33㎡/人 (3.15㎡/人)	6.42㎡/人 (3.48㎡/人)	8.49㎡/人 (3.79㎡/人)	1.32倍 (1.09倍)
公共施設緑地	18.97㎡/人 (6.85㎡/人)	17.82㎡/人 (6.66㎡/人)	18.11㎡/人 (6.76㎡/人)	1.02倍 (1.02倍)
都市公園等合計	24.30㎡/人 (10.01㎡/人)	24.24㎡/人 (10.14㎡/人)	26.60㎡/人 (10.55㎡/人)	1.10倍 (1.04倍)
民間施設緑地	20.35㎡/人 (3.34㎡/人)	22.14㎡/人 (4.65㎡/人)	22.96㎡/人 (5.16㎡/人)	1.04倍 (1.11倍)
合計	44.65㎡/人 (13.34㎡/人)	46.38㎡/人 (14.78㎡/人)	49.57㎡/人 (15.71㎡/人)	1.07倍 (1.06倍)

※1 () は、市街化区域面積における市民一人あたりの面積です。

※2 端数処理により合計が合わない場合があります。

※3 増減率の基準は平成30年とします。





ア 都市公園

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の都市公園の市民一人あたり面積の目標を約 8 m²以上とします。

名称		平成 30 年 (2018)			令和 7 年 (2025)			増 減 (ha)
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	
住区基 幹公園	街区公園	179 (161)	15.19 (13.22)	0.92 (0.78)	183	16.08	0.99	0.89
	近隣公園	2 (2)	3.33 (3.33)	0.20 (0.20)	4	7.33	0.45	4.00
	地区公園	1 (1)	6.82 (6.82)	0.41 (0.40)	2	11.92	0.74	5.10
都市基 幹公園	総合公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
	運動公園	1 (1)	17.75 (16.42)	1.08 (0.97)	1	17.75	1.10	0
特殊 公園	風致公園	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)	1	0.66	0.04	0
	歴史公園	1 (1)	1.02 (1.02)	0.06 (0.06)	3	7.92	0.49	6.90
大規模 公園	広域公園	1 (1)	36.10 (34.63)	2.19 (2.05)	1	50.83	3.14	14.73
都市 緑地	都市緑地	12 (10)	25.05 (13.72)	1.52 (0.81)	12	25.05	1.55	0
合計		198 (178)	105.94 (89.84)	6.42 (5.33)	207	137.55	8.49	31.62

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成 18 年度の数値

※ 増減の基準は平成 30 年とします。





(イ) 整備方針

主要な都市公園の配置については、系統別の方針（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災）に基づき、秦野市カルチャーパークを幹、各公園を枝葉として、本市の豊かな自然環境や文化遺産など、地域の特性を活用し、市民活動や憩いの場として利用できるような計画とします。

また、広域的な拠点として、丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園を配置します。

さらに、平成18年（2006年）12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行により、都市公園についてもバリアフリー化への対応が求められていることから、今後の整備、改修時においてバリアフリー化を推進します。

日常的な管理についても公園里親制度等を活用し、多様な主体による地域に密着した公園づくりを推進します。

主要な公園については指定管理者による適切な運営を図ります。

○ 住区基幹公園

街区公園	
目 標	183 箇所 16.08 h a 0.99 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・市街地において、人々が身近な遊びや休息などの利用できる公園とします。・設置に際しては、環境創出行為等による公園整備のほか、周辺の公園設置状況や地域における利用目的を踏まえた整備とします。・設置されてから一定期間が経過し、施設の老朽化等が進んだ公園の再整備については、公園再生構想に基づき、地域のニーズを反映しながら再生を図ります。

近隣公園	
目 標	4 箇所 7.33 h a 0.45 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・人々がふれあいながら、身近な体力づくり、遊び、休息、散策などの利用できる公園とします。・土地区画整理事業と連携して用地の確保及び整備を進めます。





地区公園	
目 標	2箇所 11.92ha 0.74㎡/人
方 針	・市街地から近距離で、人々が気軽に体力づくり、行楽、休息、散策などの利用ができ、地域の文化・風土・自然にふれられる公園とします。

○ 都市基幹公園

運動公園	
目 標	1箇所 17.75ha 1.10㎡/人
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野中央運動公園は、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場としたカルチャーパークとして、施設の充実と利用の促進を図ります。 ・秦野市カルチャーパーク内の総合体育館は、秦野市地域防災計画で広域避難場所に位置付けられています。

○ 特殊公園

風致公園	
目 標	1箇所 0.66ha 0.04㎡/人
方 針	・今泉名水桜公園は、魅力ある水辺景観の拠点として保全します。



今泉名水桜公園（風致公園）





歴史公園	
目 標	3箇所 7.92ha 0.49㎡/人
方 針	・市の文化的な遺産の確保を図り、市民共有の財産として有効活用することで、郷土を愛する心を育む機会を充実させるため、遺跡を区域に含む配置をします。

○ 広域公園

広域公園	
目 標	1箇所 50.83ha 3.14㎡/人
方 針	・丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園の整備と機能の充実を図るための区域拡張(5.2ha)を要望していきます。

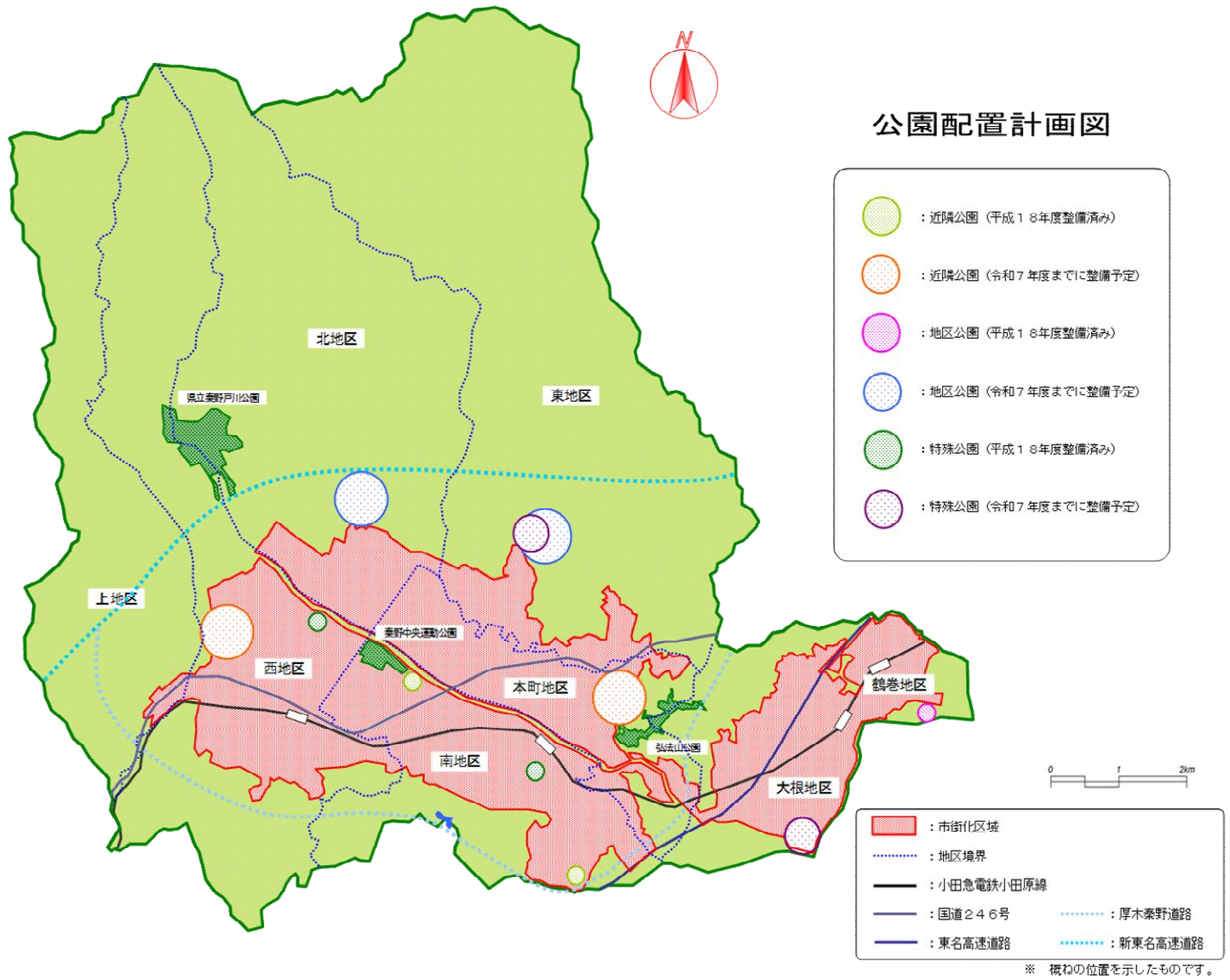
○ 都市緑地

都市緑地	
目 標	12箇所 25.05ha 1.55㎡/人
方 針	・市街化区域内又はその周辺に存在する良好な自然的環境を活用することにより、市民の日常生活にうるおいを与え、都市環境の保全と回復を図るため、都市緑地の維持管理に務めます。





公園配置計画（図）





イ 公共施設緑地

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の公共施設緑地の市民一人あたり面積の目標を18㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
緑地	10 (11)	2.20 (17.48)	0.13 (1.04)	10	2.20	0.14	0
広場	6 (6)	5.46 (5.46)	0.33 (0.32)	6	5.46	0.34	0
市民農園	49 (39)	9.99 (9.26)	0.61 (0.55)	50	9.98	0.62	△0.01
農村公園	1 (1)	1.10 (1.10)	0.07 (0.07)	1	1.10	0.07	0
教育施設	36 (36)	52.58 (52.58)	3.19 (3.12)	35	52.02	3.21	△0.56
河川緑地	6 (6)	87.58 (87.31)	5.31 (5.18)	6	87.58	5.41	0
その他	78 (91)	135.13 (146.53)	8.19 (8.69)	78	135.07	8.34	△0.06
合計	186 (190)	294.04 (319.72)	17.82 (18.97)	186	293.40	18.11	△0.63

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

※ 教育施設にはこども園を含みます。

(イ) 整備方針

○ 緑地

緑地	
目 標	10箇所 2.20ha 0.14㎡/人
方 針	・環境創出行為などに伴う提供緑地について、公共施設緑地に位置付け、維持管理していきます。





○ 広場

広場	
目 標	6 箇所 5.46 h a 0.34 m ² /人
方 針	・ 秦野市浄水管理センター敷地内のなでしこ運動広場は、下水道処理施設の機能を増設するまでの間は、スポーツ広場として活用していきます。

○ 市民農園

市民農園	
目 標	50 箇所 9.98 h a 0.62 m ² /人
方 針	・ 消費者と農業のふれあいの場としてコミュニティ農園等 3 箇所 0.42ha を市民のニーズに合わせ適宜拡大を図ります。 ・ 民間の市民農園 45 箇所 9.41ha を位置付けます。 ・ 家庭の生ごみを堆肥化し、循環させる「生ごみ持ち寄り農園」2 箇所 0.15ha の拡大を図ります。

○ 農村公園

農村公園	
目 標	1 箇所 1.10 h a 0.07 m ² /人
方 針	・ 地域農業の活性化や人々の憩いの場及び観光拠点として、適切な維持管理に努めます。

○ 教育施設

教育施設	
目 標	35 箇所 52.05 h a 3.21 m ² /人
方 針	・ 小学校 13 校・中学校 9 校については、緑化の充実を図るとともに公園などに接する場合は一体的整備と管理を進めます。また、地域のコミュニティの場及び防災拠点として位置付けていきます。





○ 河川緑地

河川緑地	
目 標	6箇所 87.58ha 5.41㎡/人
方 針	・ 四十八瀬川・葛葉川・金目川・室川・大根川を河川緑地として位置付けます。河川改修において、自然環境に調和した整備を要望します。

○ その他

その他	
目 標	78箇所 135.07ha 8.34㎡/人
方 針	・ 四十八瀬川の上流に位置する表丹沢県民の森(84.6ha)・金目川の上流に位置する蓑毛自然観察の森(1.98ha)は、自然的条件を利用したレクリエーションの場として活用していきます。 ・ 新東名高速道路・国道246号バイパスの整備に伴う道路環境施設帯緑地の整備を要請していきます。 ・ 震生湖周辺は、良好な樹林・水辺を保全するとともに、関東大震災で誕生した、重要な文化財としての環境維持にも努め、観光拠点として活用します。





ウ 民間施設緑地

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の民間施設緑地の市民一人あたり面積の目標を2.2㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
環境創出行為 (プレイロット)	129 (105)	4.86 (3.78)	0.29 (0.22)	129	4.86	0.30	0
環境創出行為 (緑地)	756 (354)	23.31 (11.04)	1.41 (0.65)	1,354	30.04	1.85	6.73
その他	52 (41)	337.10 (328.26)	20.43 (19.48)	52	337.10	20.81	0
合計	937 (500)	365.27 (343.08)	22.14 (20.35)	1,535	372.00	22.96	6.73

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 環境創出行為

環境創出行為	
目 標	1,483箇所 34.90ha 2.15㎡/人
方 針	・ 秦野市まちづくり条例に基づく、事業者管理の広場（プレイロット）及び緑地については、今後とも環境創出行為に伴う設置を指導していきます。

○ その他

その他	
目 標	52箇所 337.10ha 20.81㎡/人
方 針	・ 日常的なオープンスペースとして利用されている寺社境内地を位置付けていきます。 ・ 広く市外の人々にも利用されているゴルフ場5箇所272.69haを位置付けていきます。 ・ 工場立地法及び神奈川県みどりの協定実施要綱に該当する開発行為に対して、環境創出行為の事前協議において、協定の締結等を指導していきます。



(2) 地域制緑地の整備目標及び方針

地域制緑地は、法による緑地と条例等による緑地に区分されます。

地域制緑地として、市民一人あたり約502㎡が確保されています。

目標年次までに都市計画区域内において、市民一人あたり512㎡以上、市街化区域内において、市民一人あたり9㎡以上の地域制緑地の確保をめざします。

地域制緑地		平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	増減率
法によるもの	特別緑地保全地区	0㎡/人 (0㎡/人)	0㎡/人 (0㎡/人)	1.71㎡/人 (1.21㎡/人)	一倍 (一倍)
	生産緑地地区	6.35㎡/人 (7.00㎡/人)	6.11㎡/人 (6.72㎡/人)	6.17㎡/人 (6.80㎡/人)	1.01倍 (1.01倍)
	国定公園	233.54㎡/人 (0㎡/人)	238.67㎡/人 (0㎡/人)	243.09㎡/人 (0㎡/人)	1.02倍 (一倍)
	農業振興地域 農用地区域	44.41㎡/人 (0㎡/人)	43.37㎡/人 (0㎡/人)	42.91㎡/人 (0㎡/人)	0.99倍 (一倍)
	保安林区域	219.96㎡/人 (0㎡/人)	185.82㎡/人 (0㎡/人)	189.26㎡/人 (0㎡/人)	1.02倍 (一倍)
計		504.26㎡/人 (7.00㎡/人)	473.96㎡/人 (6.72㎡/人)	483.13㎡/人 (8.01㎡/人)	1.02倍 (1.19倍)
条例等によるもの	県立自然公園	17.20㎡/人 (0.52㎡/人)	17.58㎡/人 (0.53㎡/人)	17.90㎡/人 (0.54㎡/人)	1.02倍 (1.02倍)
	自然環境保全地域	9.91㎡/人 (0㎡/人)	10.13㎡/人 (0㎡/人)	10.32㎡/人 (0㎡/人)	1.02 (一倍)
	樹林保全地区	0.61㎡/人 (0.68㎡/人)	0.59㎡/人 (0.64㎡/人)	0.64㎡/人 (0.71㎡/人)	1.08倍 (1.11倍)
	保存樹木	32本	29本	32本	一倍 (一倍)
	生垣の設置	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	1倍 (1倍)
	生き物の里	0.09㎡/人 (0㎡/人)	0.16㎡/人 (0㎡/人)	0.17㎡/人 (0㎡/人)	1.01倍 (一倍)
	かながわのマイカル・トラスト緑地	0.34㎡/人 (0.38㎡/人)	0.34㎡/人 (0.38㎡/人)	—	一倍 (一倍)
計		28.25㎡/人 (1.67㎡/人)	28.89㎡/人 (1.65㎡/人)	29.12㎡/人 (1.35㎡/人)	1.01倍 (0.82倍)
合計		532.51㎡/人 (8.67㎡/人)	502.85㎡/人 (8.37㎡/人)	512.25㎡/人 (9.36㎡/人)	1.02倍 (1.12倍)

※1 () は、市街化区域面積における市民一人あたりの面積です。

※2 端数処理により合計が合わない場合があります。

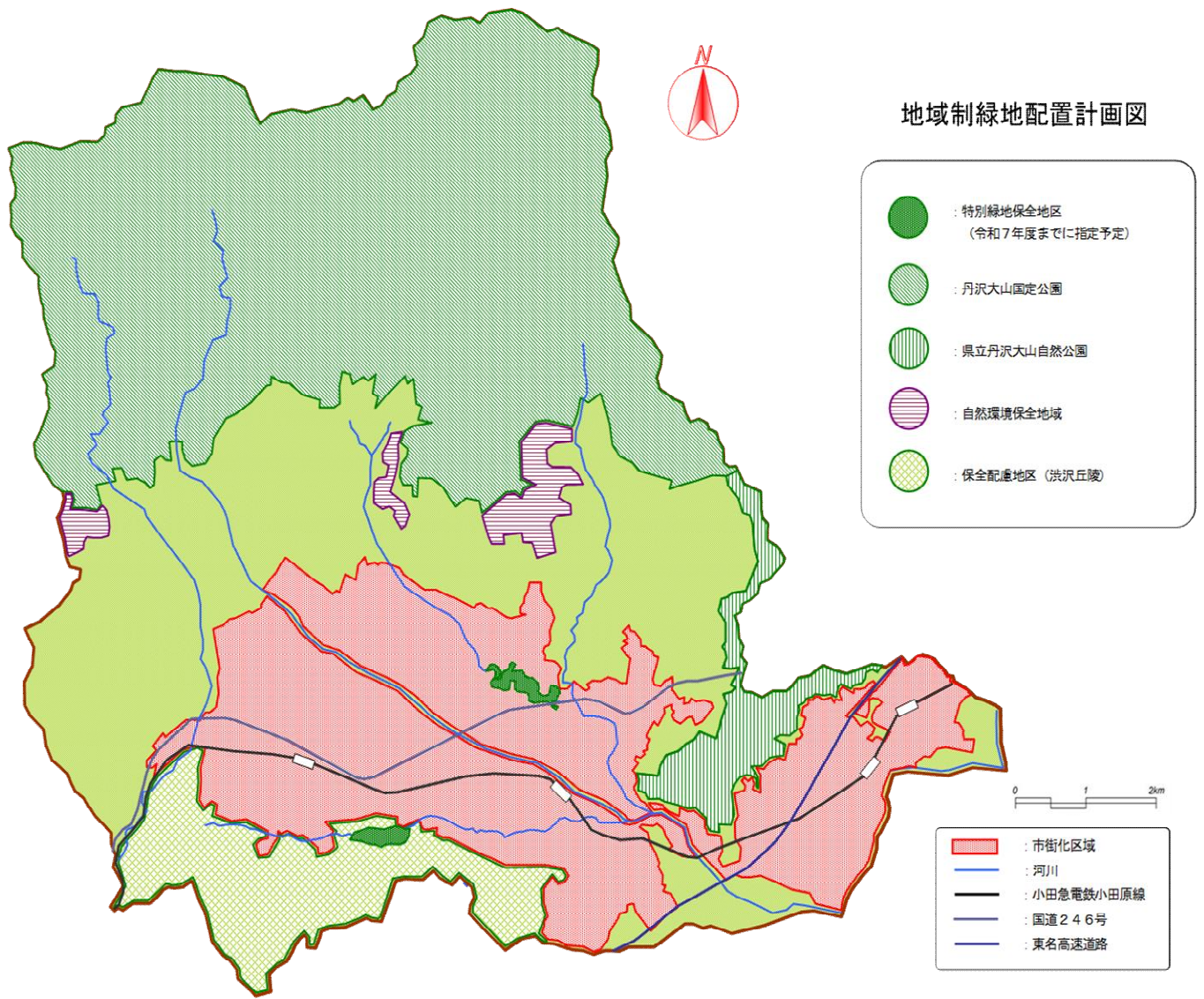
※3 増減率の基準は平成30年とします。

※4 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止





地域制緑地等（図）





ア 法によるもの

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の法による地域制緑地の市民一人あたり面積の目標を483㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
特別緑地保全地区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	27.67	1.71	27.67
生産緑地地区	670 (713)	100.80 (107.00)	6.11 (6.35)	665	100.00	6.17	△0.8
国定公園	1 (1)	3,938.00 (3,937.00)	238.67 (233.54)	1	3,938.00	243.09	0
農業振興地域 農用地区域	1 (1)	715.58 (748.69)	43.37 (44.41)	1	695.10	42.91	△20.48
保安林区域	1 (1)	3,066 (3,708)	185.82 (219.96)	1	3,066	189.26	0
合計	673 (716)	7,820.38 (8,500.69)	473.96 (504.26)	671	7,826.77	483.13	6.39

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区	
目 標	3箇所 27.67ha 1.71㎡/人
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に残る良好な自然環境を保全するため、かながわのナショナル・トラスト緑地第1号である葛葉緑地約17haについて、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。 ・市町村が決定する特別緑地保全地区として、市街化区域に隣接し、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ一定範囲以上の緑地について、指定を検討していきます。





○ 生産緑地地区

生産緑地地区	
目 標	665 箇所 100 h a 6.17 m ² /人
方 針	・ ゆとりある都市のオープンスペースとして、良好な都市環境を形成する市街化区域内農地を生産緑地地区として位置付け、保全していきます。

○ 国定公園

国定公園	
目 標	1 箇所 3,938 h a 243.09 m ² /人
方 針	・ 市域の北半分を占める丹沢山地は、自然公園法により制度上保全されていますが、これらは今後も引き続き多様な自然環境を保全し、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として位置付け、広域的な地域制緑地として、自然公園の指定の継続を図ります。

○ 農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域	
目 標	695.10 h a 42.91 m ² /人
方 針	・ 農業生産の場として、緑地の永続性が高いため、地域制緑地に位置付けていきます。

○ 保安林区域

保安林区域	
目 標	3,066 h a 189.26 m ² /人
方 針	・ 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、風致目的の保安林を位置付けていきます。





イ 条例等によるもの

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の条例等による地域制緑地の市民一人あたり面積の目標を29㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
自然公園	1 (1)	290.00 (290.00)	17.58 (17.20)	1	290.00	17.90	0
自然環境保全地域	3 (3)	167.10 (167.10)	10.13 (9.91)	3	167.10	10.32	0
樹林保全地区	20 (22)	9.66 (10.36)	0.59 (0.61)	22	10.36	0.64	0.7
保存樹木	22 (25)	29本 (32本)	— (—)	25	32本	—	—
生垣の設置	1 (1)	1.52 (1.51)	0.09 (0.09)	1 (1)	1.52	0.09	0
生き物の里	6 (3)	2.70 (1.53)	0.16 (0.09)	6	2.70	0.17	0
かながわのナショナル・トラスト緑地	1 (1)	5.64 (5.75)	0.34 (0.34)	—	—	—	△5.64
合計	32 (31)	476.62 (476.24)	28.89 (28.25)	33	471.68	29.12	△4.94

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 自然公園

県立自然公園	
目 標	1箇所 290ha 17.9㎡/人
方 針	・ 弘法山を含む丹沢山地は、県立自然公園条例により制度上保全されていますが、これらは今後も引き続き多様な自然環境を保全し、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として位置付け、広域的な地域制緑地として、自然公園の指定の継続を図ります。





○ 自然環境保全地域

自然環境保全地域	
目 標	3 箇所 167.1 h a 10.32 m ² /人
方 針	・豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて保全することが必要な区域として、自然環境保全地域に指定されている、国定公園に接するスギ、ヒノキの植林地である3箇所（三廻部浅間山、菩提向山、田原・蓑毛）167.1ha を位置付けていきます。

○ 樹林保全地区

樹林保全地区	
目 標	22 箇所 10.36 h a 0.64 m ² /人
方 針	・秦野市みどり条例により樹林保全地区 9.66ha の樹林地を指定しており、条例の見直し等による制度の改善を行い、街中に残る樹林の保全について、一層の推進を図っていきます。

○ 保存樹木

保存樹木	
目 標	25 箇所 32 本
方 針	・秦野市みどり条例により保存樹木 29 本の樹木を指定しており、条例の見直し等による制度の改善を行い、樹木の保全について、一層の推進を図っていきます。

○ 生垣の設置

生垣の設置	
目 標	1 (697) 箇所 1.52 h a 0.09 m ² /人
方 針	・環境創出行為に伴う事前協議の中で設置を指導していきます。





○ 生き物の里

生き物の里	
目 標	6箇所 2.7ha 0.17㎡/人
方 針	・各地域の生き物の里管理団体等による草刈りや水路等の整備を実施し、生き物の里及びその周辺一帯の環境の保全再生に努めます。

○ かながわのナショナル・トラスト緑地

かながわのナショナル・トラスト緑地	
目 標	—
方 針	・トラスト緑地として5.64haが緑地保存契約されています。今後は、緑地保全の更なる担保性を確保するため、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。





(3) 都市緑化の推進

自然と人が共生するみどり豊かな都市の創造には、都市緑化を牽引する公共施設の緑化を始め、事業者及び市民との協働による施策の推進が必要となります。

行政・事業者・市民による緑化方針を掲げ、緑の保全と育成に対する理解と実践の促進を図っていきます。

ア 公共公益施設の緑化

○ 公共施設の緑化

地域の緑の拠点として民間事業所の模範となるような緑化を推進します。また、オープンスペースのある公共施設は、多様な生き物の生息に配慮した工夫を行い、緑や生き物にあふれた環境を創出していきます。

○ 道路・駅前広場の整備

生き物の生息移動空間の形成にも配慮した、道路や駅前広場の緑化を推進し、街の景観の向上を図ります。また、生き物の移動空間としての緑の維持・拡大を図ります。

○ 公園・緑地の整備

水と緑のネットワークの拠点として、既存のみどりの構成要素を活用し、自然と人の共生を考慮した、個性ある公園や緑地の整備を推進します。また、整備にあたっては、意見公募や検討会により、市民の多様な要望を取り入れていきます。

○ 河川緑地の整備

河川を身近に感じられるものとするため、河川の改修・整備の際には、河川敷の親水化等を促進するとともに、河川周辺の草地や樹林地などについて、自然景観の貴重な要素、また豊かな生物相の緑地として保全していきます。また、河川沿いの公共施設や宅地では市民の協力を得ながら緑化を進め、水と緑とが一体となったレクリエーション空間、生き物の移動空間を形成します。

○ 水辺の整備

全国名水百選に選定されている「秦野盆地湧水群」及びその周辺緑地を含む水辺の整備、里地里山に接する谷戸田を生き物の里に指定し、保全管理を図ります。





○ 水とみどりのふれあい軸の保全・形成

本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、つながりのある水とみどりの軸を形成します。

イ 民有地の緑化

○ 工業系地域の緑化

盆地のほぼ中央に集中する工業系地域の工場や事業所の緑化を促進し、地下水かん養の促進をするとともに、うるおいとやすらぎのあるまちなみの形成を図ります。

事業所などに対する緑化思想の普及啓発事業と合わせ、地域の環境の向上に貢献できる緑化の事例を示す施策を展開し、開発行為時に限らない自主的な緑化を促進します。

緑化指導の対象となる環境創出行為の規模や指導の内容について検討し、郷土樹種である照葉樹の植栽や景観・生き物の生息環境に配慮した緑化を指導します。

○ 商業系地域の緑化

限られた空間を生かした緑化を進め、みどりに包まれたうるおいと活気のある商店街の創出を図ります。

屋上・壁面・ベランダなどの利用により、花や樹木を用いた明るい華やぎのある空間を作り出します。さらに、主要な交差点や歩道沿いにスポット的にシンボルツリーの植栽や花壇を設置するなど、景観の向上を図ります。

商業地の整備を行うときは、買い物に訪れた人の憩いの場としてポケットパークを設置するなど、ゆとりの空間の確保を推進します。

○ 住居系地域の緑化

緑被率の向上を目的とした樹木の植栽を行うだけでなく、ベランダを始めとした限られたスペースを利用して草花の植栽など、景観に配慮した効果的な緑化を促進し、安全で快適なうるおいある住宅地を形成していきます。

○ その他の民有地の緑化

市街化区域とその周辺の農地を保全・活用することにより、緑地としてのさまざまな機能を十分に発揮させていきます。

森林や里地里山の保全再生に取り組み、緑の公益的機能の維持拡大





を図り、自然公園の良好な自然環境の維持に努めていきます。

傾斜地や丘陵地における開発行為に対しては、景観の保全の観点からも、地域の特性に応じて高い割合の緑地を残せるよう、設計段階から保全計画を取り入れ、また施工方法にも配慮を行い、緑地保全型の開発となるよう誘導します。また、保全された緑地は、事業主と緑地協定を締結するなど、その担保性を高めるための配慮を行います。

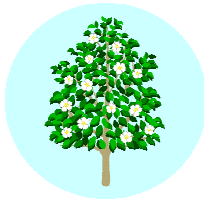
ウ 市民参加による緑化

○ 団体の育成、支援

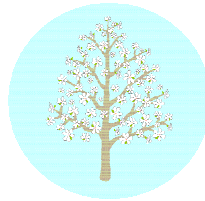
地域の緑化を進める団体や都市公園の美化及び維持管理を行う団体に対し、補助金等による支援を継続するとともに、新たな団体の育成を図り、住民活動の輪を広げ、緑の基本計画推進の円滑化を図ります。

また、緑に限らず、生物・湧水などの保全活動や農林業の振興など、みどりの保全と創造にかかわる様々な個人・団体に対して、関係機関との連携を図りながら支援を行います。

秦野市みどり基金は、本計画を推進するための重要な財源であるため、効果的なPRを行うことにより、市民・事業者の理解と協力を得て一般寄附の増額に努めるとともに、原資の有効な活用を図っていきます。公園里親制度により、公園の花壇や広場の管理をする団体に対して、花の苗や物品の支給等の支援を行います。花のまちなみ推進事業により、花や緑があふれる「まちの美観」の創造を支援します。



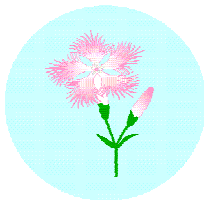
市の木「さざんか」
City Tree
“The Sasanqua”
昭和 47 年(1972 年)4 月 1 日制定



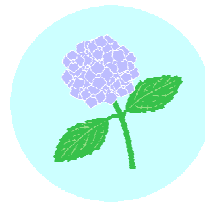
市の木「こぶし」
City Tree
“The Magnolia”
平成 17 年(2005 年)4 月 23 日制定



市の鳥「うぐいす」
City Bird
“The Bush Warbler”
昭和 47 年(1972 年)9 月 1 日制定



市の花「なでしこ」
City Flower
“The Wild Pink”
昭和 47 年(1972 年)4 月 1 日制定



市の花「あじさい」
City Flower
“The Hydrangea”
平成 17 年(2005 年)4 月 23 日制定





○ 啓発事業

「はだのみどりの月間（4月29日～5月31日）」を始めとした各種の緑化イベントを拡充し、市民の緑化意識の高揚を図ります。

「くずはの家春・秋のつどい」、「市民の日」を緑化思想普及のための事業に位置付け、緑化コーナーの充実を図ります。

○ 環境教育・学習

森林・河川・湖沼・畑などの自然環境とのふれあいを通して、みどりの関心を高めることにより、市民のみどりの重要性や役割などに対する理解を深めていきます。

「くずはの広場」、「蓑毛自然観察の森」、「県立秦野戸川公園」については、自然観察の拠点として位置付け、利用の促進を図ります。

「くずはの広場」の中心的な施設である「くずはの家」において開催している探鳥会・昆虫教室・植物観察会などの充実を図り、より多くの市民の参加を得るように努めます。

また、里地里山の保全再生及び林業思想の普及の場として、「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」の活用を図ります。



○ かながわのナショナル・トラスト制度による緑地保全

「財団法人かながわトラストみどり財団」と「かながわトラストみどり基金」が一体となって展開しているかながわのナショナル・トラスト制度による緑地保存地域第1号として、昭和61年に葛葉川周辺の緑地が指定され、約5.64haについて土地所有者の理解と協力が得られ保存契約が締結されています。

この葛葉緑地は、秦野の市街地を東西に走る国道246号北側にあるうっそ





うとした樹林地で、樹林の中を葛葉川が大きく蛇行して流れ、市街地にありながら峡谷の様相を呈した貴重な自然環境であり、財団法人かながわトラストみどり財団、県、市及び市民が一体となって緑の保全に努めていきます。

(4) はだの一世紀の森林づくり構想

市民と行政が協働して里地里山の保全再生や水源の森林づくりに取り組むとともに、市街地の身近なみどりを創出します。50年かけて荒廃した森林を再生し、さらに50年かけて整備された森林をつくることにより、人と自然が共生した秦野らしさのある魅力ある都市づくりの構想を策定します。

ア 里地里山の保全再生

○ 里山林の再生、整備

里山は、農林業の場、薪炭資源の場として、人により管理活用された二次的自然でしたが、葉タバコ栽培の終了とともに人の手が入らなくなり、荒廃化が進んでいます。先人たちの里山を管理する智恵や技術にならい、地域住民主体による、NPO・行政・専門家との協働による里地里山保全再生活動を推進します。

○ はだの森づくり

健全で持続可能な里山林の保全再生のために落葉広葉樹の植樹をしていきます。また、里山以外では、深根性で水源かん養機能や災害防止機能が高い照葉樹の植樹を促進します。

○ 団体の育成、支援

里山保全整備団体への支援や公的管理による里山林の保全整備を進め、市民ボランティアによる保全再生の体制づくりを図ります。また、団体間の交流を促進し、連携を図ります。

イ 水源の森林づくり

○ かながわ水源の森林づくり事業

森林の持つ水源かん養、災害防止等の公益的機能を高めるため、水源エリアの森林を、かながわ水源の森林づくり事業の促進により、保全整備します。

○ 林業の育成

林業活性化のため、公共施設等での間伐材の活用促進や秦野産木材の普及推進を図ります。

ウ 都市緑化の推進

市街地において、公共公益施設の緑化を推進するとともに、工場や寺社等の私有地の緑化を促進し、身近なみどりを創出します。

エ 森林保全意識の高揚

「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」を拠点とし、森林・里山にふれあう事業を推進します。





(5) 重点的に緑地の保全に配慮が必要な地区（保全配慮地区）

重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）は、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置付け、その地区内で講じる緑地保全施策などを即地的に定めるものです。

ア 保全配慮地区の設定

丹沢山地とともに秦野盆地を形成している渋沢丘陵は、震生湖や全国名水百選「秦野盆地湧水群」の湧水地、いにしえからの信仰を秘めてまつられている寺社、里地里山の景観を残す集落、ボランティアの手によって再生されつつある里山等が点在し、市街地に近接する緑地であるにもかかわらず、懐かしいふるさとの景観を有しています。

また、大磯丘陵にある他の自然環境保全地域へと続くクヌギ・コナラの二次林は、小動物や昆虫、鳥類の貴重な生息・生育地となっています。

これらのみどりを育てている渋沢丘陵の緑地を保全するため、渋沢丘陵保全配慮地区を指定を検討します。（約750ha）

※渋沢丘陵 大磯丘陵の一部で、渋沢西断層（1.7km）と渋沢東断層（5.4km）からなる渋沢断層に沿って形成された丘陵をいう。

イ 緑地として位置付けられるもの

緑地の保全のため、地区内の施設緑地の維持及び拡充に努め、新たな地域制緑地として、市街化区域に隣接し、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ一定範囲以上の緑地を、特別緑地保全地区として指定を検討します。





公共施設緑地	景観、文化財、観光要素として貴重な資源である震生湖の自然環境を保全・活用していくため、震生湖周辺整備を推進します。地域のスポーツ振興の場として、栃窪スポーツ広場(1.00ha)、渋沢中学校(2.99ha)を位置付けます。
民間施設緑地	環境創出行為に伴いプレイロットや緑地の整備を指導します。
地域制緑地	貴重な動植物の生息環境の保全のため、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。 保安林区域と農業振興地域農用地区域の指定を継続します。 生き物の里(渋沢・峠)の指定を継続し、地域との連携による保全活動を推進します。

ウ 施策として位置付けられるもの

恵まれた眺望と震生湖や秦野盆地湧水群といった観光資源を利用したハイキングコースの周辺整備をしていきます。

二次林を活用した里山保全活動を通じ、里地里山の保全再生及び環境学習の場の提供に努めます。

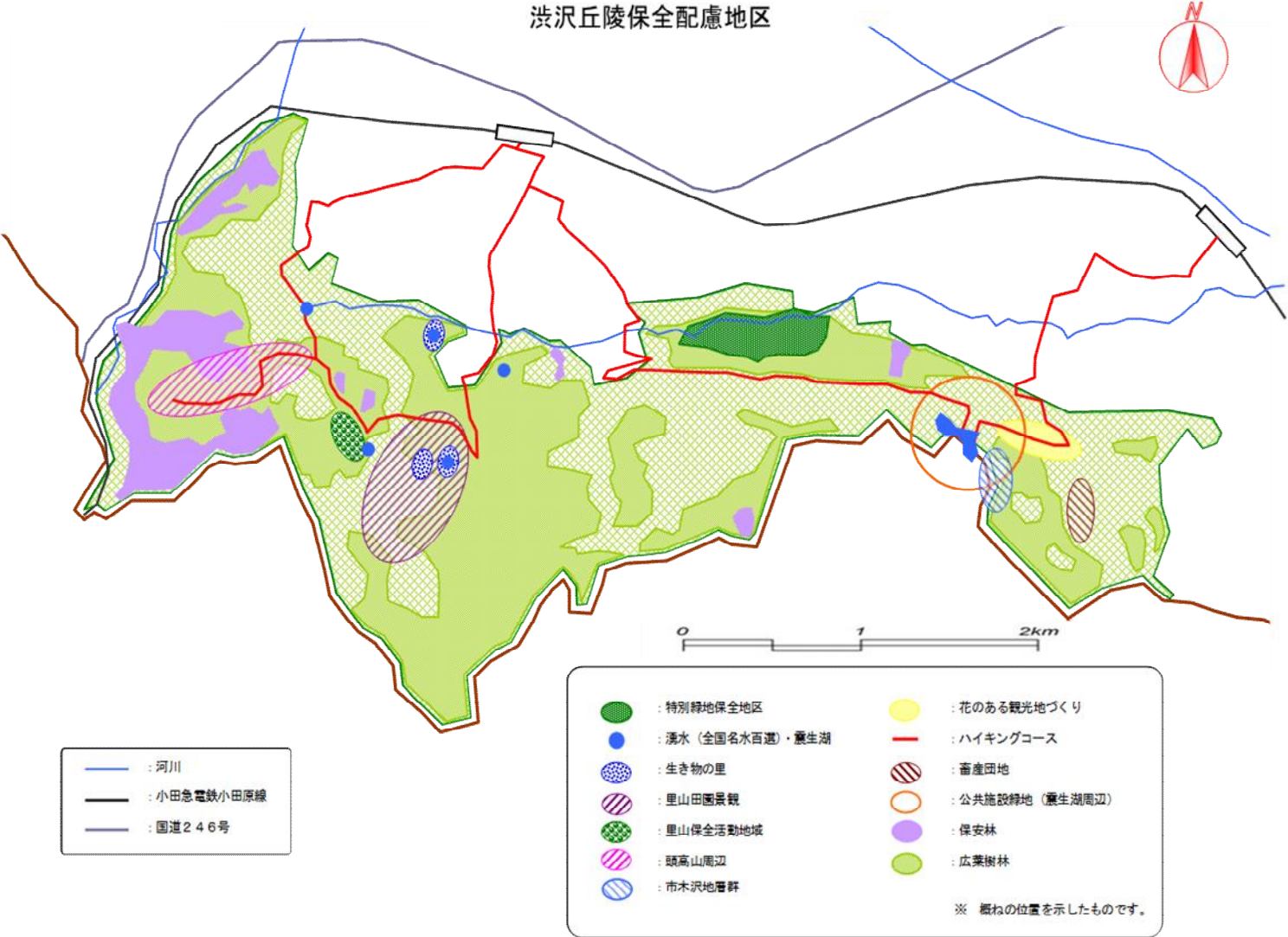
農業・畜産業の振興を支援することで、広がりを持った農地景観と付随する農家景観を保全していきます。

頭高山周辺整備事業	山頂広場整備(立木間伐、四阿(休憩所)等の設置)を進めます。 広域的なハイキングコースの検討及び整備を進めます。
花のある観光地づくり	市内遊休農地において推進します。
里地里山の保全再生	ボランティア団体による里山林保全整備の支援により、多様な動植物の生息環境の保全と環境学習の場として保全・再生していきます。
景観形成	農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用していきます。





渋沢丘陵保全配慮地区（図）





(6) 重点的に緑化の推進を図る地区（緑化重点地区）

都市緑化施策を総合的に推進していくには、本市の全域にわたって、各施策を展開していくこととなりますが、効果的・効率的な緑づくりにより快適な都市環境の創造を図るためには、重点的に実施することが必要となります。

緑化の推進を重点的に図るべき地区（以下「緑化重点地区」という）は、計画の実現に向けて緑の保全・整備・創造等の施策を推進するモデル地区としての役割を担うものです。この趣旨から次のような要件を有する場所が想定されます。

- ① 駅前、官庁など都市のシンボルとなるような地区
- ② 緑による質の高い環境整備に対する住民の意識が高く、特に緑の少ない住宅地、緑化の推進に関して住民意識が高い地区
- ③ 具体的な面的開発事業が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ④ 緑地の配置計画上、緑地の不足を補うために重点的な緑化を推進する必要がある地区
- ⑤ 都市の風致の維持が特に重要な地区

ア 緑化重点地区の設定

本市の顔となるようなアピール性を持つ場所、整備事業などが計画又は実施中であり、「まちづくりにあわせた緑化の推進が図られるべき場所」という観点から、以下の3地区を緑化重点地区として設定します。

(200ha)

(7) 水無川北側の市役所周辺

駅前、官公庁など都市のシンボルとなるような地区という視点から位置付けます。(55ha)

(4) 秦野駅南部地区周辺

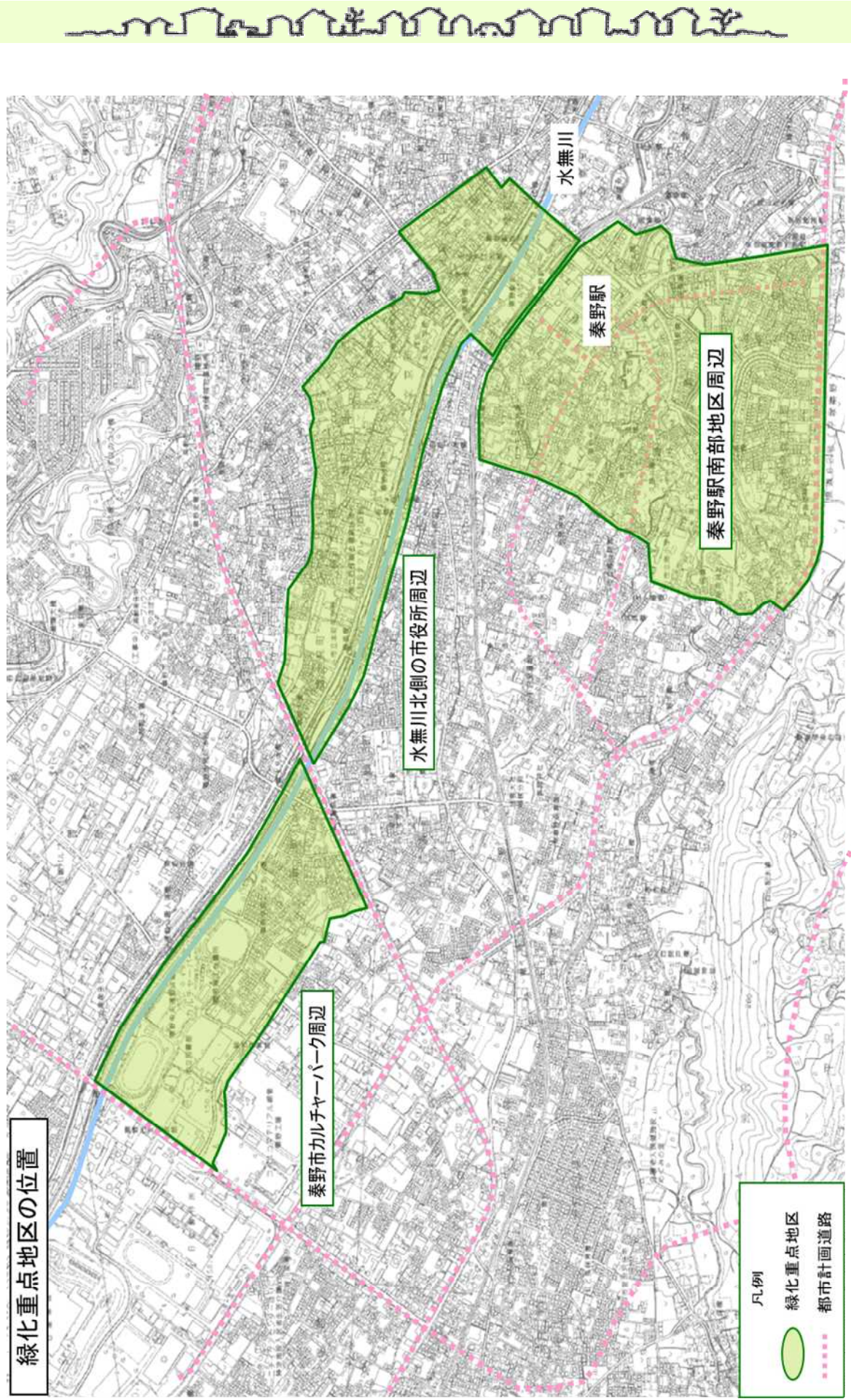
具体的な面的整備が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区という視点から位置付けます。(100ha)

(ウ) 秦野市カルチャーパーク周辺

風致の維持が特に重要な地区で、緑地の配置計画上、重点的な緑化を推進・保全をする必要のある地区という視点から位置付けます。

(45ha)







イ 水無川北側の市役所周辺（55ha）

（ア） 現況

秦野駅北側の商店街と市役所・小学校・中学校などの公共・公益施設が集中しており、本市の核となる地区です。

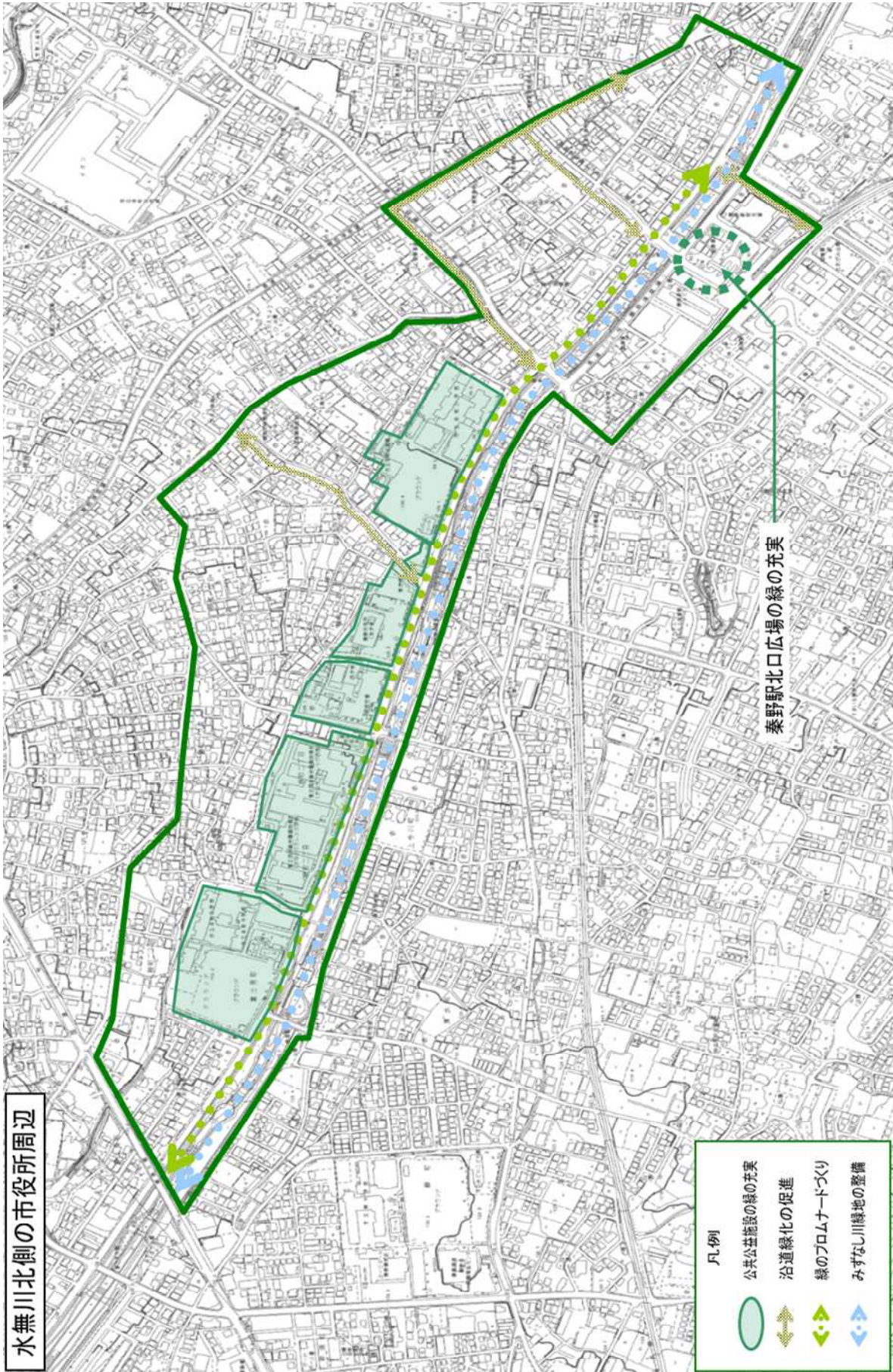
（イ） 課題

- ・公共施設や公益施設が多くありますが、限られた空間の中で緑地を効果的に配置する必要があります。
- ・本市の核として魅力ある都市空間の創造のため、街並みの景観と調和した緑の充実が必要です。
- ・商店街は、緑は比較的多くありません。また、商業系地域でのマンション建設が増えています。

（ウ） 整備方針

- ・公共施設や公益施設が接しているところが多くあるので、全体の敷地を一体として考え、緑地が効果的な配置となるよう、互いに整備と管理について協力することにより、連続したオープンスペースの創出に努めます。
- ・公共施設や公益施設の接道部の緑を充実し、歩道の緑と一体化し、ボリュームのある緑のプロムナードづくりを進めます。
- ・「水とみどりあふれる秦野」の玄関口としてふさわしい景観を形成するため、秦野駅北口広場の緑の充実を図ります。
- ・緑の少ない商業系地域では、壁面緑化やプランターを用いて、連続性や一体感のある沿道の緑化を促進します。
- ・商業地のまちづくりでは、買い物に訪れた人の憩いの場としての街角広場など、ゆとりのある空間確保を推進します。
- ・道路整備にあたっては、できる限り緑化空間を確保し、街路樹等による緑化に努めます。







ウ 秦野駅南部地区周辺（100ha）

（ア） 現況

秦野駅南側の秦野駅南部（今泉地区含む。）及び今泉台特定土地区画整理事業区域を含む地区です。また、秦野盆地の扇状地の南端部分に位置し、全国名水百選「秦野盆地湧水群」の代表的な「弘法の清水」や「荒井湧水」などの湧水地があります。

湧水を活用した「今泉名水桜公園（今泉湧水池）」や「いまいずみほたる公園（向原湧水）」があります。

（イ） 課題

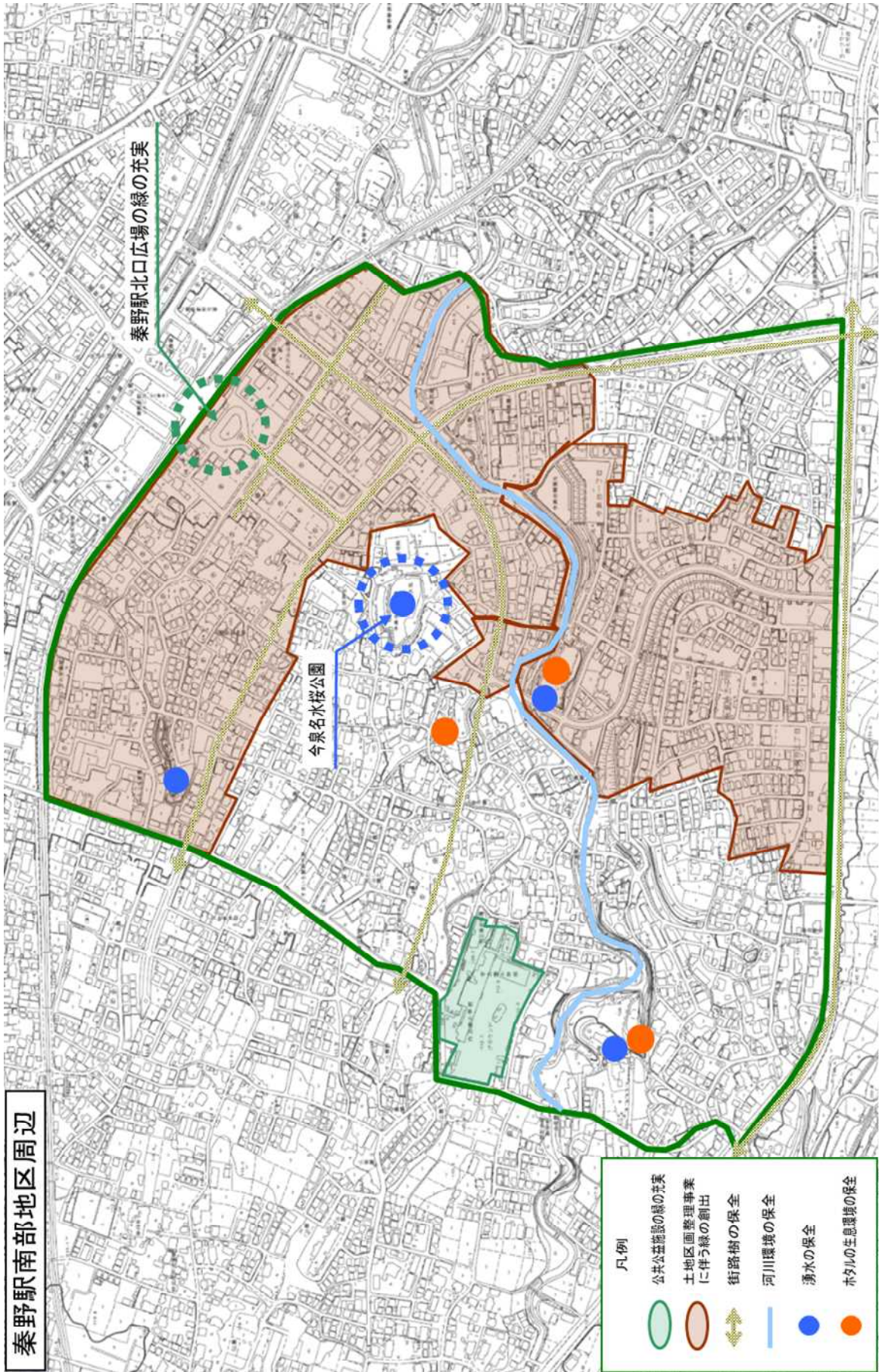
- ・湧水地の大部分が未整備です。
- ・良好な住環境を形成するために豊かなみどりを創る必要があります。

（ウ） 整備方針

- ・湧水を生かしたまちづくりを推進し、住民の憩いの場とします。
- ・ホテルなどの生息する湧水地を保全し、ビオトープネットワークの創造をしていきます。
- ・住宅地は、景観の向上や防災の観点から、生垣の設置や花のまちなみ推進事業による連続性や一体感のある緑化を促進します。



秦野駅南部地区周辺





エ 秦野市カルチャーパーク周辺（45ha）

（ア） 現況

市域の文化活動、スポーツ活動の振興を目的として運動公園・図書館・総合体育館・文化会館があり、緑の中の文化・スポーツゾーンの象徴として整備されています。また、工業系地域の平沢テクノパークが含まれます。

秦野市カルチャーパークと並行して流れる水無川の河川敷は、高水敷の芝生化、渡渉石の設置などみずなし川緑地として整備され、散策路や市民の日の会場として活用されています。

（イ） 課題

- ・生物の生息に配慮した緑化を進め、市街地におけるビオトープの拠点として、緑の充実を図る必要があります。
- ・より豊かにみどりを感じることができ、生物の生息空間としても機能するよう、秦野市カルチャーパークの緑と一体的な緑化を推進する必要があります。

（ウ） 整備方針

- ・秦野市カルチャーパークをはじめとした公共施設の緑を充実し、特に生物の生息に配慮した緑化を進め、市街地におけるビオトープの拠点としていきます。
- ・新たなまちづくりでは、秦野市カルチャーパークの緑と一体的な緑を推進し、連続するみどり豊かな空間を創出していきます。
- ・工場地域の事業所では、接道部及び敷地境界の緑化の充実を図り、連続性のある緑の創出を促進します。
- ・住宅地は、景観の向上や防災の観点から、生垣の設置や花のまちなみ推進事業による連続性や一体感のある緑化を促進します。



